

(仮称) 中紀第二ウィンドファーム事業

環境影響評価準備書についての

意見の概要と事業者の見解

令和3年6月

コスモエコパワー株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	2
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数及び意見書提出者数.....	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催.....	3
(1) 公告の日及び公告方法.....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握.....	3
(1) 意見書の提出期間.....	3
(2) 意見書の提出方法.....	3
(3) 意見書の提出状況.....	3
第 2 章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解.....	4

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和3年3月19日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告、折込チラシ

下記日刊紙に「公告」を掲載するとともに折込チラシを同封した。

[別紙1(1)～(2)]

・令和3年3月19日（金）付 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

[別紙2(1)～(2)]

・有田川町 広報ありたがわ 令和3年3月号 No. 183

・日高川町 広報ひだかがわちょう 令和3年3月号 No. 191

③ インターネットによるお知らせ

下記のウェブサイト「お知らせ」が掲載された。

[別紙3(1)～(5)]

・有田川町

・日高川町

・コスモエコパワー株式会社

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計9か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・和歌山県 環境生活部 環境政策局 環境生活総務課
(和歌山市小松原通 1-1)
- ・有田川町役場 吉備庁舎 (有田郡有田川町大字下津野 2018-4)
- ・有田川町役場 金屋庁舎 (有田郡有田川町大字中井原 136-2)
- ・有田川町役場 清水行政局 (有田郡有田川町大字清水 387-1)
- ・有田川町地域交流センター ALEC (有田郡有田川町大字下津野 704)
- ・日高川町役場 企画政策課 (日高郡日高川町土生 160 番地)
- ・日高川町役場 中津地域振興課 (日高郡日高川町大字高津尾 29 番地)
- ・日高川町役場 美山地域振興課 (日高郡日高川町大字川原河 202 番地)
- ・日高川町役場 寒川出張所 (日高郡日高川町寒川 293-2)

② インターネットの利用による縦覧

- ・コスモエコパワー株式会社
<https://www.eco-power.co.jp/assess/chukidai2-3.html>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和3年3月19日（金）から令和3年4月19日（月）まで
(土・日曜日、祝日を除く開庁日)
- ・縦覧時間：各庁舎の開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数は38名、意見書の総数は51通であった。

(内訳) 和歌山県 環境生活部 環境政策局 環境生活総務課	2名
有田川町役場 吉備庁舎	21名
有田川町役場 金屋庁舎	3名
有田川町役場 清水行政局	2名
有田川町地域交流センター ALEC	1名
日高川町役場 企画政策課	2名
日高川町役場 中津地域振興課	0名
日高川町役場 美山地域振興課	1名
日高川町役場 寒川出張所	0名
郵送	6名

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第17条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1(1)～(2)]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

① 令和3年4月8日(木) 18:30～20:30

- ・開催場所：日高川交流センター ホール（和歌山県日高郡日高川町高津尾718番）
- ・来場者数：26名

② 令和3年4月9日(金) 18:30～20:30

- ・開催場所：金屋文化保健センター 文化ホール（和歌山県有田郡有田川町金屋7）
- ・来場者数：34名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

[別紙4]

(1) 意見書の提出期間

令和3年3月19日(金)から令和3年5月6日(木)まで
(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ② 連絡先への書面の郵送、電子メールの送信

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は51通、意見の件数は96件であった。

第2章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条の規定に基づく環境影響評価準備書について提出された意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

なお、意見は原文のとおり記載した。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

<意見書1>

No.	意見の概要	事業者の見解
1	住民説明会で説明を伺っていると工事を計画通り行っていくと環境にも周辺住民にとっても全く問題がありませんと受け取られるが、過去に問題やトラブルは発生したことは無いのですか。お知らせ下さい。	ご意見ありがとうございます。過去に当社事業で発生したことがあるトラブルとして、茨城県や愛媛県で住居から風力発電施設までの離隔距離が短く、騒音問題が発生したことがございます。こちらについては風力発電施設の防音対策や住居の防音対策等の対応を行いました。このような事例を基に問題やトラブルが起こらないよう、事業計画および環境影響評価を行っております。

<意見書2>

No.	意見の概要	事業者の見解
2	準備書の段階で風車の出力を 3400kW⇒4300kW に大型化してきていますが、環境に与える影響が同じとは思えません。 ドイツでは風車を大型に建て替えることにより被害者が急増したと報道されていますが、大変心配です。	ご指摘の通り、3,400kW と 4,300kW の風力発電施設では高さや音の大きさ、改変面積等に違いがありますが、今回の環境影響評価では4,300kW の風力発電施設を設置した場合の影響を予測し、受忍限度を超えるような大きな影響は無いと評価しています。

<意見書3>

No.	意見の概要	事業者の見解
3	風車から民家との距離を1000m離れたら被害が出ないという根拠をお知らせ下さい。	風車から民家との離隔距離1000mは、被害が出ないという意味ではございません。 当社事例実績及び風力発電施設からの音の減衰傾向から、健康影響を伴わない目安として風車から民家との離隔距離として1000mを使用しております。

<意見書4>

No.	意見の概要	事業者の見解
4	紀伊山地における白馬山系にはブナ林を主とする貴重な植生が形成されている。この森には多様かつ豊富な生態系が広く保全されている。森は様々な生物を守り、地球温暖化を防ぐ役割をしている。 この自然は地域固有の資源として次の世代に残す貴重な県民の遺産である。 この白馬山系に巨大風力発電機を建設することに反対します。	本事業では配慮書段階で示した事業実施想定区域から、白馬のブナ林からの離隔を取るため対象事業実施区域を縮小しました。事業実施にあたっては貴重な生態系に大きな影響が出る事が無いよう工事等を進め、皆様にご理解いただけるよう努めてまいります。

<意見書5>

No.	意見の概要	事業者の見解
5	環境への影響は問題ないと思う。	ご意見ありがとうございます。事業実施の際には事後調査を行う等、継続して環境の状況を把握してまいります。

<意見書 6 >

No.	意見の概要	事業者の見解
6	本当にやめてほしいです。よろしくお願いします。	ご意見ありがとうございます。住民の皆様のご理解を得られるよう努めてまいります。

<意見書 7 >

No.	意見の概要	事業者の見解
7	次から次にやめて下さい。 あゆの仕事をしている人が、川が汚れたって泣いていました。 人間だけの為に、地球を傷つけるのはもう、やめて下さい。 低周波音も、ひじょうに心配です。 電力は、もう余ってます。 いりません！	ご意見ありがとうございます。河川への影響が無いよう、工事の際には仮設沈砂池の設置等、対策を行ってまいります。 騒音（低周波数域を含む）についても評価の結果大きな影響はないと考えておりますが、運転開始後に事後調査を行い、状況を確認してまいります。 また、政府が掲げている 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合を大きくする必要があり、風力発電事業者としてより一層の風力発電の普及を進めることが重要であると考えているとともに、ベースロード電源としても重要な位置付けであると認識しております。様々な電源の組み合わせの中で風力発電事業者として可能な限り電力供給に貢献してまいります。

<意見書 8 >

No.	意見の概要	事業者の見解
8	紀伊山地って、いつ頃この形になったのでしょうかね。何千？何万？何億？手前。自然の力の産物であることはまちがいない。人間は自然の 1 部として山を川を海を借りて人間の暮らしを営む。シシもシカも鳥も虫も・・・。 生きとし生きるものを人間だけが重機を使って好き勝手して良いものでは決してないと思うのですが。”文明”の恩恵を受けすぎる位受けて生きてきた私（70 代）は若い人たちにこれから産まれてくる子どもたちにどんなお詫びが出来るのでしょうか。せめてこれ以上壊さないで、特に戦後破壊し尽くした結果を大切にメンテナンスしながら使い続けるよう心掛けて少しエネルギーも使わせてもらいながら動物としての人間の生き方（自分の力、知恵を生かして）を取り戻していく方向に一緒に考え直してもらえませんか。古い火力発電所を全て閉鎖して巨大な火力発電所を新設しているなんて信じられない。再生可能エネルギーのバックアップ電源としてっておかしくないですか。 災害時には太陽光も風力も役に立たず火力に頼るのなら古い火力発電所の釜をメンテして CO ₂ の回収技術をもっと研究して石炭・石油でなくバイオマスの研究もして山は間伐をしっかりと行い木を育て、日本の気候、風土に合った木材建築を見直す（ビルも建ってる）、土砂崩れを起こすかも知れない”開発”はやめて山を守り人の暮らしを守り”豊かさ”の意味を根源から考え直す。 イケイケドンドンで働き地球を壊し続けた私たち 70 代のバカ世代の修正をして下さる会社になって下さることを切に願います。 よろしくお願いします。未来の子どもたちの為にも。	ご意見ありがとうございます。 生態系等へのご懸念に対し、環境影響評価の結果大きな影響はないと考えておりますが、工事中、稼働後にも事後調査を行い状況を確認してまいります。また、環境影響だけではなく、地盤の安定性、耐震性や突風等の自然現象に対する安全性の観点で、慎重に計画する必要があると考えております。この点についても、環境影響評価の結果を基に技術的な検討を進めて参ります。 政府が掲げている 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合を大きくする必要があり、風力発電事業者としてより一層の風力発電の普及を進めることが重要であると考えているとともに、ベースロード電源としても重要な位置付けであると認識しております。様々な電源の組み合わせの中で風力発電事業者として可能な限り電力供給に貢献してまいります。

<意見書 9 >

No.	意見の概要	事業者の見解
9	自宅から 2km 範囲内に 2100kw の風車が建っている為、風向き、風の強さにより震動や風切り音が聞こえます。音波の測定器で自宅の一室の音波を測った時、50db 以上数値が観測されました。普段から谷川の水音が聞こえるとはいえ静かな場所です。それまでに在り得なかった音圧を身体が受けているという事実があります。事前の調査では解っていなかったことが起きています。4300kw もの巨大な風力発電機が、本当に住民に健康被害を与えることにならないと言い切れるのでしょうか。とても心配です。	ご意見ありがとうございます。健康被害に至る暴露条件下となるような環境が生じないよう事業計画の検討を進めてまいりました。今回の環境影響評価において予測した結果(秋季の騒音予測結果:41dB~47dB、春季の騒音予測結果:39dB~45dB)となりましたので、現在の変動幅から大きく変化するものではない状況ですが、事後調査を行うことを計画しております。

<意見書 10 >

No.	意見の概要	事業者の見解
10	4月9日 金屋文化保健センターでの住民説明会に参加をしました。自然エネルギーを利用するメリットよりも自然環境を壊してしまうリスクの方が大きいと、他の参加者の方の発言や日本気象協会の方の対応を見て思いました。環境アセスメントの基準値は、住民の命を護るに値するものなのでしょうか。現状、海南市下津大窪では体調を崩し、引越する住民が多数でています。他事業者とはいえ、被害が出ていることには変わりはなく、その原因の大きな部分に環境アセスメントの基準の甘さがあると指摘します。	ご指摘の基準につきましては、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年)で示されている指針値と推察いたします。今回の環境影響評価において予測した結果(秋季の騒音予測結果:41dB~47dB、春季の騒音予測結果:39dB~45dB)となりましたので、現在の変動幅から大きく変化するものではない状況ですが、事後調査を行うことを計画しております。

<意見書 11 >

No.	意見の概要	事業者の見解
11	風力発電機の規模の変更について、前回の事業方法書段階での説明会では 2000~3400kw と報告されていましたが、今回の説明会で 4300kw になっており、大規模に変更された理由については、「メーカーが小規模の風車を作っていないから」ということでした。風車が大きくなることによって、近隣住民の生活に影響が及ぶと心配になりますが日本気象協会は問題がないとの対応でした。これまで、1000kw の規模から 1500kw になった後、超低周波音の被害が報告されるようになったと聞いていますので、その面からも大型化していく風車は建設をしないでほしいです。	本案件で採用する 4,300kW の風力発電施設の選定理由については、ご指摘いただいた 2,000kW 級の生産終了が主ですが、その後の検討の中で変更面積の削減、耐風速等を検討し、環境影響としても大きくないと考え、採用に至りました。超低周波音についてもこの 4,300kW の風力発電施設の諸元を基に環境影響評価を行っており、知覚閾値を大きく下回る結果となっておりますが、稼働後には事後調査を行って確認をし、風力発電施設の稼働による影響が多大であるとの結果となった場合には適切に対応を行います。

<意見書 12 >

No.	意見の概要	事業者の見解
12	景観について、実際に生活をする場所に巨大な風力発電機がそびえ立つことには、とても異和感を覚えます。建設後には悔やんでも元の風景に戻すことはできません。住民の生活を重んじてくださるのなら、日々のささいな事と切り捨てず、ありのままの山の風景を壊さないでください。	景観については風車配置の検討および環境融和色の採用により極力影響を低減する計画としております。住民の皆様にご理解いただけるよう、事業計画を進めてまいります。

<意見書13>

No.	意見の概要	事業者の見解
13	<p>有田川町が「再生可能エネルギーの活用を通じた取り組みを推進する為の相互・連携・協力に関する協定」をコスモエコパワーと締結したことを知りました。この公文書の内容を住民に開示してもらいたいと思います。説明会では開示については事業者側には問題ないと返答がありました。</p> <p>ついては、有田川町が住民に対し公文書を開示するよう事業者からの要請として指示をして戴きたいです。有田川町住民から、開示の希望があったということがその理由です。</p>	<p>協定書について開示することに事業者として問題ないとの考えは変わりませんので、住民の方からの意見として開示の要望がありましたことを町にお伝えいたします。</p>

<意見書14>

No.	意見の概要	事業者の見解
14	<p>私は山合いの田舎に暮らすことに価値を感じています。しかし、風車が山頂に建設されてからは風景が一転しました。今後、風力発電機が導入される地域で、移住者は増えるのだろうかとか疑問に思います。本当の意味での自然に即したエネルギー開発ならば、山の価値、その地域一帯の価値を損うことなく、住民と共存するべきだと思います。それは大型化する風力発電機を乱立させることでは実現しません。各町への寄付金でパワーバランスを取るような行為も異和感を覚えます。私たちの故郷を壊さないでください。</p>	<p>当社既設の風力発電事業を含め、住民の方々の受け入れていただけるよう、努めてまいります。また、寄付金についてはこれまで立地させていただいている地域の皆様に収益の一部を還元し、より風力発電事業を身近に感じていただきたいとの考えから行っており、寄付金の支払いで事業を推進しようとするものではないことをご理解いただけますようお願いいたします。</p>

<意見書15>

No.	意見の概要	事業者の見解
15	<p>旧清水町にて農業をしております。外の作業をするとき周囲の美しい山並みや自然音と共に過ごし、そんなことに大いに励まされています。4300kwもの巨大な風車が近くに建てられることで起きる変化に、野性動物の動行が気になります。山頂から追いやられ、生活の範囲に多くの野性動物が近付くようになると、獣害が発生するのは目に見えています。自然のバランスを変えてしまうことに違いはありません。水質が変わることも予想されま</p>	<p>様々な要因で獣害が過去より生じていることは存じておりますが、現在のところ、風力発電事業により、獣害が増加したと科学的に立証された知見は確認されておりません。引き続き、最新の知見の収集に努めてまいります。</p>

<意見書16>

No.	意見の概要	事業者の見解
16	<p>環境保全協定について、自治体を混じえた住民の声が反映される協議会は行われますか。日程は決定されていますか。</p>	<p>環境保全協定の締結については今後関係各所と協議の上決定してまいります。</p>

<意見書 17 >

No.	意見の概要	事業者の見解
17	<p>何度も意見しているのですが、山頂に風車を建てることで、山の生態系が破壊されます。そして、その事がどれほど重大な事が事業者にも、行政も理解していない事が一番の問題なのです。ひとつは水資源です。ただでさえ、戦後の国策で杉林が多くなり、治水力が落ち、川からその先の海にまで悪影響が出ているにもかかわらず、まだ破壊するのは凶気です。ふたつめには獣害です。今、住んでいる場所に移住した 20 年前には柵も必要なく、畑や田ができてましたが、今はもう山頂付近の獣が降りてきて、作物は作れません。みつめは、自然災害の恐れが増大していることです。当然ながら、山頂に穴をあけることで強度は落ち、貯水地も自然をなめているとしたか思えない作りです。(そして停電のときには風車からの電気の供給はありません) 少なくとも、環境保全協定を行政と結ぶことを提案します。</p>	<p>ご指摘の水資源・自然災害の恐れが増大について、環境影響だけではなく、地盤の安定性、耐震性や突風等の自然現象に対する安全性の観点で、慎重に計画する必要がありますと考えております。この点についても、環境影響評価に係る調査結果を基にして、技術的な検討を進めてまいります。</p> <p>獣害につきましては様々な要因で過去より生じていることは存じておりますが、現在のところ、風力発電事業により、獣害が増加したと科学的に立証された知見は確認されておられません。引き続き、最新の知見の収集に努めてまいります。</p> <p>環境保全協定の締結については今後関係各所と協議の上決定してまいります。</p>

<意見書 18 >

No.	意見の概要	事業者の見解
18	<p>これからは風力発電などの新エネルギーの拡大は避けては通れません。大いに期待しております。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。住民の皆様にご理解いただける事業となるよう、努めてまいります。</p>

<意見書 19 >

No.	意見の概要	事業者の見解
19	<p>ユーチューブで見たような毎回同じような反対派の連中が同じような発信をしていましたね。自然保護を出汁にマイクを握って喋って本人たちは気持ちが良いのでしょうか、下手なカラオケを聴かされているようで、参加者は激減してしまいました。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。懸念のご意見を述べられる方々にも事実や考えをお伝えしていきたいと存じます。</p>

<意見書 20 >

No.	意見の概要	事業者の見解
20	<p>反対派の方は「山を削るのは自然破壊だ!」とか「大切なブナ林が切られてしまう!」、「土砂災害を招く!」などと徒党を組んで主張されますが、彼らは白馬林道の開発には何も反対しなかったと思います。そこでお聞きしたいのは白馬林道の開発による自然破壊よりも風車建設による自然破壊の方が格段に酷いから、彼ら反対派は討えるものではありませんか?</p>	<p>ご意見ありがとうございます。白馬林道の開発は和歌山県による公共事業であり、本事業との比較は致し兼ねますが、本事業の開発に際しては環境影響評価法に基づく手続きを行っており、環境に大きな影響を与えることがないよう、事業計画を進めてまいります。</p>

<意見書 21 >

No.	意見の概要	事業者の見解
21	<p>地元住民は林業や地域振興への期待が大きく、早期の実現を望んでおります。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。住民の皆様にご理解いただける事業となるよう、努めてまいります。</p>

<意見書 2 2 >

No.	意見の概要	事業者の見解
22	<p>反対派が説明会場でビデオ撮影をしていた。 これでは風力発電のメリットを聞けるような雰囲気では無いし、賛成の立場の発言などはとても出来ない。 口封じの汚いやり方だ。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。説明会会場でのビデオ撮影については記録をしたいとの要望があったため、撮影方向は事業者側のみとし、住民の方々の顔が映らないようにすること、YouTube 等の不特定多数が閲覧できる状態にしないことを条件に了承しましたが、ご意見のように不愉快な思いを抱かせてしまい申し訳ありませんでした。今後についてはいただいたご意見を基に、説明会の進め方について関係各所と協議してまいります。</p>

<意見書 2 3 >

No.	意見の概要	事業者の見解
23	<p>地元の共産党の議員さんでさえ、事業当初から反対なんてしていないですよ。 風車が建ち始めてからは反対していたように振舞ってはいますが (笑)</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>

<意見書 2 4 >

No.	意見の概要	事業者の見解
24	<p>2期事業では地元地域にどのようなメリットがあるのでしょうか？</p>	<p>ご意見ありがとうございます。本事業で風力発電施設を設置することにより、町に固定資産税の納税を行うため税収増に繋がります。また、地域の観光資源としてもご利用いただけるよう、風車見学会等のイベント実施など、地域のご意見を伺い、検討してまいります。</p>

<意見書 2 5 >

No.	意見の概要	事業者の見解
25	<p>石垣地区の共産党の議員は悪質だ。 この地区の風力事業の計画当初から全く何も言われなかったのに風車が建ち始めてから慌てて反対の素振りを始めているようだ。 こんなエセ反対議員が反対派に取り入って「風車反対！」や「環境破壊反対！」などとウソを平気で言っているから地元で誰にも相手にされないのです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>

<意見書 2 6 >

No.	意見の概要	事業者の見解
26	<p>共産党の議員が「風力会社は文句を言わせないように金を配っている」と言いふらしているらしい。 そもそも、この共産党議は風車の一番の地元で、始めから知っていたにも係わらず、風車が建って皆が知るようになるまで何ら反対もしていなかったようだ。 反対派にスリ寄って煽るだけの、本当にいい加減な議員だ！</p>	<p>ご意見ありがとうございます。風力発電施設が立地する地区に対して区費としてお支払いしているものはありませんが、これにより苦情を言わせないようにしているのことはなく、苦情等のお申出またはこちらからのヒアリングによって影響があることが確認できた場合には適切に対応することとしております。</p>

<意見書 27 >

No.	意見の概要	事業者の見解
27	説明会では反対派の方々が司会進行を無視して自分たちで勝手にマイクを廻すなど、傍若無人さに毎回驚かされます。 説明会はこんな連中の「憩いのサロン化」してしまっているのだから参加者は減る一方です。	ご意見ありがとうございます。住民の方々の参加については周知の方法や司会進行等を検討してまいります。

<意見書 28 >

No.	意見の概要	事業者の見解
28	「風力会社は金を配って文句を言わせないようにしている！」と地元区の共産党議員が吹聴しているようだが、これでは地元民は金に釣られた卑しい人間だと侮辱しているようなものだ。地元問題に何の役にも立たない共産党議員は地元の恥だ。	ご意見ありがとうございます。風力発電施設が立地する地区に対して区費としてお支払いしているものがありますが、これにより苦情を言わせないようにしているのことはなく、文句等お申出またはこちらからのヒアリングによって影響があることが確認できた場合には適切に対応することとしております。

<意見書 29 >

No.	意見の概要	事業者の見解
29	今回の説明会でもビデオ撮影している輩がいたようだ。説明会は反対派の監視下に置かれ、自由な発言を出来なくしている。参加者が減っている大きな原因ですね。	ご意見ありがとうございます。説明会会場でのビデオ撮影については記録をしたいとの要望があったため、撮影するのは事業者側方向のみとし、住民の方々の顔が映らないようにすること、YouTube 等の不特定多数が閲覧できる状態にしないことを条件にしています。今後についてはいただいたご意見を基に、説明会の進め方について関係各所と協議してまいります。

<意見書 30 >

No.	意見の概要	事業者の見解
30	ユーチューブを見ていると「騒音測定は静かな日だけなんですか？雨の日や風の日にはしないのですかあ～？もうビックリしますう～！」と毎度絶唱している反対派と思われるオバチャンがおりますが、自分が何を言っているのかも解らないらしい。 こんな理解力に劣る者にどんな説明をしても理解を得るのは不可能だと思います。	ご意見ありがとうございます。

<意見書 31 >

No.	意見の概要	事業者の見解
31	中紀ウィンドファーム事業は、この土地で永らく住んでいる者にとっては地域貢献を期待しており賛成しています。地元の共産党の議員さんでさえ始めから反対していません。 問題なのは海南高原に計画中の風車です。この事業については地元の区長さんや議員さんが一丸となって反対運動を行っているのだから計画は進んでいないようです。 同じ有田川町の風力事業でも地元区が期待している事業と、反対している事業があることを解って頂きたいですね。	ご意見ありがとうございます。当社の風力発電事業が地域の皆様のご理解のもと共存していけるよう努めてまいります。

<意見書 3 2 >

No.	意見の概要	事業者の見解
32	住民説明会で反対派がビデオ撮影して、自分たちで好き勝手にマイクを廻し、もう無茶苦茶でした。	ご意見ありがとうございます。説明会会場でのビデオ撮影については記録をしたいとの要望があったため、撮影するのは事業者側方向のみとし、住民の方々の顔が映らないようにすること、YouTube 等の不特定多数が閲覧できる状態にしないことを条件にしています。今後についてはいただいたご意見を基に、説明会の進め方について関係各所と協議してまいります。

<意見書 3 3 >

No.	意見の概要	事業者の見解
33	ユーチューブでお馴染みの有田川町おばちゃんが日高川町の住民説明会にまで行って、マイクを握って気持ち良さそうにいつもの「反対！」を絶唱していた。こんな反対のための反対派があちこちの住民説明会を廻って、邪魔をしているのが許せない。	ご意見ありがとうございます。住民の皆様にご理解いただける事業となるよう、努めてまいります。

<意見書 3 4 >

No.	意見の概要	事業者の見解
34	地元区は風力事業に賛成です。お膝元の共産党の議員さんも地元では反対などしていません。	ご意見ありがとうございます。住民の皆様にご理解いただける事業となるよう、努めてまいります。

<意見書 3 5 >

No.	意見の概要	事業者の見解
35	今頃になって「反対」を言い出した地元の共産党の議員は何をしていたんだ。口先ばかりの役立たずだ。	ご意見ありがとうございます。

<意見書 3 6 >

No.	意見の概要	事業者の見解
36	海南高原で進行中の事業は地元区や地元議員さんが一丸となって反対していますが、この事業については地元区民は反対などしておりません。同じ風力事業でも分けて考えて欲しいと思います。	ご意見ありがとうございます。当社の風力発電事業が地域の皆様のご理解のもと共存していけるよう努めてまいります。

<意見書 3 7 >

No.	意見の概要	事業者の見解
37	自然エネルギーは地球の未来を考える上で大切と思っているが、それは自然破壊を回避し環境を保全し人間の生活を破壊しないのが本当の文明であって、極めて抑制的な営みでなければならないと思います。次の4点について計画に反対します。 ①方法書で最大 3400KW としながら事業面積を狭めたからと言え何故 4300KW の超大型に変えたのかについて、説明会でも生産中止になったのは 2100KW のものであって、3400KW から 4300KW に何故変更したかについて説明は納得いかなかった。また、大型化して風車の回転数が減って環境影響が良くなるかのような説明は理由が想	ご意見ありがとうございます。 本事業で採用予定の4,300kWの風力発電施設の選定理由は、ご指摘いただいた2,000kW級の生産終了が主ですが、改変面積の削減、耐風速等風力発電施設の諸元を検討し、環境影響としても大きくないと評価され、選定に至りました。風車の回転数が減ると風切り音の発生回数が少なくなり、騒音について影響が少なくなると考えております。 地元の地区への説明については定期的に事業計画の説明を行った上で質疑応答を行い、地区としての事業計画へのご同意書をいただいております。 方法書には今後の検討によって風力発電施設の容量、

	像できない。地元住民に説明しに行ったというが、どんな説明でどんな納得の仕方であったかあきらかでない。このような方法書の明記したものと変更しても経産省は許可するのか、法的に何も問題がないのかについて説明はなかった。4300KWは国内最大と思うが御社の経験値がないのに全く何の問題もないというのは信じがたい。2100KWの工事現場を見てもその土台基礎は18m四方4mの巨大な穴だったが、4300KW150mの巨体はどのような穴になるのかと思うと恐ろしい。山の頂上はこのように触ってよいのか。担当者は重さも説明できないのに、高層ビルと建設の基準が同じで堅固だと平気で説明する認識が不安を禁じ得ない。	大きさ等を変更する場合がありますと記載しておりました。 4,300kWは国内最大級ではございますが、当社を含め国内で着工している案件が複数あり、風力発電施設の認証の実績がある機種となります。今後環境影響評価の結果を基に、安全性を確保した計画としてまいります。
38	②羽根はドイツ製で中国の生産工場の物と説明された。風車メーカーと御社がメンテナンスすると書いているが、メンテナンスに不安がある。説明も曖昧なものだった。	当社は、20年余にわたり自社で風力発電施設の修理を含めた保守維持管理を行っております。本事業においても現地に事務所を設置して保全員が常駐し、当面は風車メーカーと当社作業員が共同でメンテナンスを行います。その後技術的に問題がない場合は当社のみメンテナンス体制に移行します。
39	③累積的影響について。騒音、低周波の予測値でp38-40累積的影響が本事業の単独の値とほとんど変わらないとは素人にはとても信じられない。また累積的影響についての我々住民が心配しているものは、この山は崩れやすい地質だということである。地学の専門家の現地での話によると、この山脈は褶曲山脈で、砂岩泥岩の互層でとても崩れやすい、あちこちの法面が崩れている。この山並みに巨大な建造物をなん十本も打ち込んで大雨や台風地震、様々な予測される災害についての具体的な説明がない。そもそも認識がそこに住む者の立場で考えてないと感じられる。	秋季、現況騒音が41dB～47dBに対し風車からの寄与値が23dB～33dB 春季、現況騒音が39dB～45dBに対し風車からの寄与値が14dB～29dB となっており、風車からの寄与値が現況値と比べて小さいため寄与値と現況値を合成して得られる予測値が増加しておりません。 累積的影響の予測についても同様な理由です。 地質についてはボーリング調査結果に基づく精緻な検討・設計を行い、国や県の許可可手続きの中で厳しく審査されることとなります。地域の皆様にご迷惑をおかけすることのないよう、安全を確保する計画としてまいります。
40	④第一ウインドファームの稼働に伴って被害があると発言された方が説明会に参加されていた。その方は事業の撤退を訴えておられた。改善の方法がないのであれば、建ってからでは遅いので、第二WFは計画を中止してほしい。	騒音についてお申出をいただいた件については、現地確認を行ったうえで原因を調査しております。今後も継続して状況の確認を行い、風力発電施設の建設による影響が多だと判断された場合は適切に対応を行います。

<意見書38>

No.	意見の概要	事業者の見解
41	配慮書、方法書、準備書と拝見し、説明会にも参加し質問もしました。 知事さんも、「もっと見やすいものを・・・」と意見されていましたが、何も改善されていません。住民からは疑問や反対の声ばかり出ていても、「貴重な御意見十分検討します」と言葉のみですね。唯一、住民や審査会、知事の意見を聞いて頂けたのは、白馬山のブナ林が除外され、工事予定面積が少し縮小されたことですね。しかし、この準備書で突然に一基4300kwと言う巨大なものに変更されました。説明資料も事業者側に都合のよい見解ばかり。氏名も明記せず大学准教授の意見として、「山崩れは深層崩壊で風車とは関係ない」と書き続けて居られますが、こんなことは信じることは出来ません。私は第一エコパワーの工事開始後度々現地を見て来ました。「自然に配慮して」と常に言って居られますが、山のくずされ様には全く配慮など感じられません。地質の専門家にも現地を見てもらいました。私が一番心配なのは預木場	ご意見ありがとうございます。いただいたご意見については事業者見解として回答を作成し、国や県に提出して勧告や意見をいただいた上で事業計画に反映できる部分については反映するようしております。 中紀ウインドファームの貯木場については伐採木を一時的に置いていたことはございますが、場外に搬出して適切に処理しており、その上から残土を重ねているということはありません。本事業の発生土については場外に搬出する計画としておりますが、処理に際しては地域の皆様にご迷惑をかけるようなことがない方法を検討いたします。 また、自然災害への対策としてボーリング調査結果を基に工法等を検討し、安全を確保できる計画にしております。騒音や生態系への影響については環境影響評価の結果を基に大きな影響がないと考えておりますが、事後調査を行い、影響が多であると判断される場合には適切に対応を行います。環境保全協定については関係各所

<p>C のことです。事業者が買い取られた土地、谷すじを切り開いて、伐採された木が投げ込まれ、その上に残土を投入し今は何も見えないようにきれいにされています。谷に盛土をした形になっています。そこへ、第二エコパワーの工事で発生した土を置き、平地にして預木場にすると、そして、緑化すると。その他、質問する度に返答が変わり、方法書では残土は場外に運ぶこともありうるようになっていました。更に準備書での説明会では県と相談して行くと話されました。谷に盛土するなど一番危険なこと。日本中、あちこちで大災害になっています。想定外の豪雨として、事業者は責任のなれをするのでしょうか。これは修理川や宇井苔の地権者だけの問題ではありません。その下流域の吉原、吉備にも大きくかかわる問題です。</p> <p>昭和 28 年の有田川水害は上流の花園地区の山崩れが原因です。</p> <p>南海トラフ地震への危険性も、何もふれて居られません。保育園、小学校でも定期的に避難訓練をしている時代、大規模自然破壊をして、一言もふれないとはどういうことでしょうか？</p> <p>白馬山は地権者さんだけの山ではありません。営々と守られて来た地域の財産であり、県民の財産です。再生可能エネルギーの推進は国策であるとは言え、環境保全、生態系の保全も、今、まさに世界的な課題です。</p> <p>一企業の利益の為に有田の環境を破壊されることは許せません。</p> <p>第一エコパワーが 4 月から稼働開始、早くも健康被害の声が上がっています。これは町と住民一体となって対応策を考えなくてはならない問題だと思います。事業者さんも協定を考えると説明会場で明言されましたが、町と住民、事業者で環境影響について協定を結んで頂くことを切に願います。</p> <p>その上でないと、この事業の開始は困ります。</p> <p>尚、説明会場で発言したかったことも、時間の制約と打ち切られました。</p> <p>この意見書についての解答はどのように示されるのでしょうか。御返事下さい。</p>	<p>と協議の上で締結について検討してまいります。</p>
--	-------------------------------

<意見書 39>

No.	意見の概要	事業者の見解
42	<p>白馬山脈への風力発電建設計画に反対します。</p> <p>理由は 1) 自然破壊と公害 2) 現在の時点で騒音公害がふえている 3) 低周波での被害者が増えている 由良畑地区・海南市大窪地区、有田川町田角・大賀畑・修理川地区</p> <p>以上、裏に企業としての事を記入しますのでお読みください。</p> <p>貴社の風力発電建設計画には反対をします。 建設を思い止めることを要求します。</p> <p>理由は、自然破壊がこの白馬山脈に集中しています。 そして騒音公害、低周波被害者が増えているためです。 貴社の騒音・低周波測定は不十分です。 私の前職は公害・騒音・振動・低周波測定安全衛生部門担当とプラントメンテナンスをしていました。 測定ではあらゆる条件下での測定が必要です、貴社の測</p>	<p>環境影響評価における現在の状況を把握するための調査について、残留騒音の測定は「風車騒音測定マニュアル」(平成 29 年 5 月 環境省)に基づき騒音計を以下の要領で設置しています。</p> <p>①建物等からの反射の影響を回避するために、地面以外の反射物から原則として 3.5 m 以上離れた屋外に設置します。</p> <p>②マイクロホンを高い場所に設置すると、風雑音の影響をより受けやすくなるため、測定地点周囲の地形や風雑音の状況等を勘案して、0.2 m~1.2m の範囲に設定します。</p> <p>③騒音計のマイクロホンは上向きに設置します。</p> <p>超低周波音の測定は「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成 12 年 10 月 環境省)に基づき騒音測定と同じ要領で設置しています。ただし、超低周波音は騒音以上に風の影響を受けやすいので地上(地面の上)に</p>

<p>定を依頼している企業のデータはさわりだけで不十分なデータです。</p> <p>測定でも、立っての測定、座っての測定、寝ている時の測定場所では全く違います。振動や低周波は特に違います。</p> <p>低周波は止められません。騒音でもサッシを取り替えるだけでは不十分です。</p> <p>天井や床下から騒音・振動は来ます。</p> <p>建設ならば、低周波・騒音・振動が起これば、町・住民と協議の場を作ることを要求します。</p> <p>騒音・振動では、定期点検と修理を最終的には稼働を止めることを要求します。</p> <p>今稼働している地域では、騒音・振動・低周波公害が増えてきています。</p> <p>被害者も出ています。今後大きい問題となります。</p> <p>自然破壊と景観破壊が進んでいます。建設により自然破壊は顕著です、これ以上の破壊は許されないものです。被害は出ることは間違いない。昭和 28 年の有田大水害・平成 23 年の紀伊半島豪雨災害の経験から山の上に建造物を建てることは大きな間違いです。</p> <p>白馬山脈の西側、室川トンネルから東へ白馬山まで来るほどがけ崩れが多く発生しています。大変危険な計画です。</p> <p>景観破壊は全住民が言っています。昼夜この姿は耐え難いものです。</p> <p>和歌山県は、山川海と緑です。空です。熊野古道が通る道です、そこからの眺めが破壊されるのです。以上の事で、この山には風力発電は要りません。</p> <p>話し合いの場を持ちましょう。</p> <p>私の経験から、信頼の得られない建設をやめるのが企業の責務です。</p> <p>私たちは、住民との話し合いの場から、建設変更や中止をしてきた経験があります。</p> <p>企業は、コンプライアンスの遂行と住民からの信頼が大切です。</p>	<p>設置します。</p> <p>そのため、ご記載のような調査方法で行う場合の目的とは異なり、それぞれの項目の調査手法を方法書手続きにおいて定めさせていただきましたことをご理解いただけますようお願いいたします。</p> <p>地質についてはボーリング調査結果に基づく精緻な検討・設計を行い、国や県の許認可手続きの中で厳しく審査されることとなります。地域の皆様にご迷惑をおかけすることのないよう、安全を確保する計画としてまいります。</p> <p>景観については風車配置の検討および環境融和色の採用により極力影響を低減する計画としております。</p> <p>住民の皆様にご理解いただけるよう、事業計画を進めてまいります。</p>
---	---

<意見書 40>

No.	意見の概要	事業者の見解
43	<p>白馬山脈の自然豊かな山脈尾根の樹木を伐採し、森林をきり開き山肌を削り取って巨大風力発電設備を建設することは、自然環境への重大な影響を及ぼすこと必至です。事業想定区域は、白馬山のブナ林、アカガシ林の自然林に近接しており、天然記念物であるオオダイガハラサンショウウオや絶滅危惧種のクマタカ等の希少動植物への重大な影響が大変懸念されています。専門家が白馬山脈の自然環境は県民の財産であると明言しており、事業者には、こうした自然的・生態系が持つ価値について最大限の配慮が求められるべきであるにもかかわらず、事業実施区域に設定しています。白馬山脈において別の事業者が計画する風力発電事業について、県知事は、「当該区域の保安林を壊してまで設置すべきでない」との意見を出されています。本事業についても、県知事は自然林や保安林の伐採を回避するよう意見を出されていますが、それに答える十分な計画が示されているとは言えません。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本事業については配慮書時点での事業実施区域案から、知事意見を基に白馬山山頂付近のブナ林からの離隔を確保するため、事業実施区域を縮小しております。</p> <p>また、環境影響評価の結果や当社既設事業の広川・日高川ウィンドファーム、中紀ウィンドファームの実績を基に、生態系に大きな影響はない計画であると考えておりますが、風力発電施設の稼働後には事後調査を行い、風力発電施設の建設による影響が多だと判断された場合は適切に対応を行います。</p> <p>本事業実施区域内には砂防法に基づく砂防指定地、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域はありませんが、設計に際してはボーリング調査等を行い、国や県の許認可手続きの中で厳しく審査されることとなります。地域の皆様にご迷惑をおかけすることのないよう、安全を確保する計画としてまいります。</p>

<p>また、事業実施想定区域は、全域が森林法に基づく保安林に指定されており、周辺には砂防法に基づく砂防指定地、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域が存在しています。林地開発・改変によって甚大な災害の危険性が一層高まるなど、巨大風力発電施設の建設は中止すべきです。</p> <p>国連サミットで採択され日本も取り組んでいる「SDGs」（持続可能な開発目標）「陸の豊かさを守ろう」の目標には、『陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る』とも設定されています。事業者は、他に代替することができない白馬山脈の自然的価値について再認識し、その自然環境の保全及び将来に引き継いでいく責務があることを重く受け止めるべきと思います。</p> <p>さらに、極めて重大な問題は、事業実施想定区域内 0.9～2.0km の距離には住居等が存在しており、住民への超低周波音・騒音による健康被害が及ぶおそれがあるということです。当初の計画では 2000kw～3400kw の発電出力でしたが、方法書においては 4300kw、前型比 1.2～2 倍以上に巨大化しています。事業者は、大型化しても騒音の影響が比例するものではないと説明しますが、その根拠たるものには説得力がありません。事業実施前の調査や予測、評価では指針値を下回る数値であっても、実際に事業が実施された地では騒音・低周波音による健康被害が多数報告されており、事前調査の数値にはその信頼性がありません。県知事は、『特に住民が心配している騒音、低周波音に関しては、全国の風力発電事業における状況等、具体的な内容を用いて丁寧に説明すること』と事業者方法書において指摘しているにもかかわらず、準備書でも住民説明会においても、住民が納得できる客観性のある具体的で十分な説明ができていません。</p> <p>事業者は、「当然のことながら住民の皆様の安全が損なわれることがないよう責任を持って対応してまいります」との見解を表していますが、住民の安全が損なわれるようなことが発生してからでは、被害を受ける住民は、稼働が続く限り騒音・低周波音による影響下での日々を送らなければならないこととなります。</p> <p>4 月から稼働している中紀ウィンドファーム事業では、既に周辺住民より健康影響の訴えが出ており、高い数値の騒音発生に加えて、今後低周波音による健康影響が大変危惧されています。本事業においても同様の事態が起きる可能性が高いことから、事業者は、周辺住民に対して安全・安心を 100 パーセント担保する計画を示す必要性と責任があり、それができない場合は計画を中止すべきです。</p> <p>こうした観点から、本風力発電事業計画を中止するよう強く求めます。</p>	<p>騒音・超低周波音へのご懸念については、過去に当社事業で発生したことがあるトラブルとして、茨城県や愛媛県で住居から風力発電施設までの離隔距離が短く、騒音問題が発生した例をご説明させていただき、風力発電施設の防音対策や住居の防音対策等の対応を行ったことをご説明させていただきました。超低周波音による健康影響については当社での事例が確認できておらず、その旨をご説明させていただきました。騒音・超低周波音についても事後調査を行い、風力発電施設の建設による影響が多だと判断された場合は適切に対応を行います。引き続き住民の皆様にご理解いただけるよう、努めてまいります。</p>
--	---

<意見書 4 1 >

No.	意見の概要	事業者の見解
44	82年という人生をかさねていますが、小さい時から自然の中で育ってきました。春の新緑、秋は紅葉、冬は雪の中を車で走りその自然の美しさに感動して生きてきました。その自然の中に巨大風力発電を作ることは絶対反対です。白馬山系は自然の中の自然です。これを破壊する風力発電ゆるすことはできません。	ご意見ありがとうございます。景観については風車配置の検討および環境融和色の採用により極力影響を低減する計画としております。 住民の皆様にご理解いただけるよう、事業計画を進めてまいります。

<意見書 4 2 >

No.	意見の概要	事業者の見解
45	(1) 砂岩泥岩を中心とした白馬山系の稜線上に、補装道路があり、すでに山は破壊されている。道路は林業用であったと思われるが、林業業者は、植樹を完了していない。50年100年の年月で、稜線上にも、森が育って欲しい。風車が建設されると、稜線上の植林は、進まない。仮に補装道路であっても、風車などが無ければ、稜線上に植林も可能なので、森林の復活は、あり得ると思う。高野山をみても、大きな建物をかくすほどに、森林が、出来ている。風力発電のプロペラは、周辺に大きな樹が育つことをのぞまない。だから、風力発電は止めて欲しい。風力発電は、森林のよみがえりを、許さないだろう。そこが、反対の大きな理由である。	ご意見ありがとうございます。ご指摘の通り、風力発電施設の周辺は大きな木を植えることはできませんが、代替地を確保する等、可能な限り森林への影響を低減する計画としております。引き続き住民の皆様にご理解いただけるよう努めてまいります。
46	(2) 原発は反対である。未だ人間の手にあまる。水力発電も環境を破壊する。しかし、周辺が静かな森になっていくことを、ある程度許している。風力発電は周辺に森が育っていくことを嫌がる。自然の恵みとの共存を、もう少し考えてもらいたいと思う。	

<意見書 4 3 >

No.	意見の概要	事業者の見解
47	現在、日本では2030年非化石電源比率44%を目標に掲げている中、更なる再生可能エネルギーの導入が必要であり、全国で風力発電所を多数手がけておられる貴社には引き続き開発を進めて頂きたいと思えます。 風力発電は風という純国産のエネルギーを利用した発電であり、地政学リスクもなく、将来的に発生するであろうエネルギーリスク回避の一助となることを期待しています。 また、現地は保安林であるにもかかわらず、手入れがされていない土地も見受けられ、風力発電所建設による林道整備により、手入れがされやすくなることを期待しています。ぜひ、林業と共生した事業として下さい。 エネルギー業界のリーディングカンパニーとして、本事業も是非事業化をお願いいたします。 (準備書データをダウンロードできればよかったですと思いました。)	ご意見ありがとうございます。引き続き住民の皆様にご理解いただけるよう努めてまいります。

<意見書 4 4 >

No.	意見の概要	事業者の見解
48	白馬山脈への風力発電の集中立地は問題がある。 ☆自然環境への影響が大きい 白馬山脈は風力発電設備が設置されていない奥地(東方向)ほど自然が残されている。	本事業については配慮書時点での事業実施区域案から、知事意見を基に白馬山山頂付近のブナ林からの離隔を確保するため、事業実施区域を縮小しており、可能な限り白馬山のブナ林等に影響が及ばないよう配慮した事

	事業予定区域は、クマタカ等の希少猛禽類の生息域となっている。白馬山のブナ林等が縮小していることから、貴重な動植物の生態系に重大な影響を与えかねない。	業計画としております。また、基数を減らして改変面積も可能な限り最小化すること等により、クマタカを含めた生態系への影響も低減できていると考えております。
49	☆環境破壊が著しい 今回見直された風力発電は、最大高さが118mから145mと27m高くなり、ヤード面積は約500～1000㎡広がる。当初予定していた15基から12基へ減らしたが最大設備容量を確保している。建設工事では、大型資材輸送に利用する既設林道の拡幅、用地の森林伐採、地盤掘削、残土処理のための盛土など、地形の変形や保水力の低下による土砂災害、河川の汚濁などによる生態系への影響など、工事中のみならず、完了後にも不安を残すものとなる。	ご指摘の土砂災害や河川汚濁が生じないよう、工事計画に係る国や県の許認可審査を受け実施するほか、工事中及び稼働後における環境監視を行って、地域の皆様にご迷惑をおかけすることのないよう、安全を確保する計画としてまいります。また、万が一本事業の影響で地域の皆様にご迷惑をおかけした場合には事業者として責任を持って対応いたします。
50	☆風車大型化により災害リスクが増大する 1953年紀州大水害を被った弥谷、愛川の地域では、河川の氾濫、山腹の崩壊により、道路は決壊、住家、農地・施設などに加え、犠牲者が出るなど大きな災害となった。2018年9月のスーパー台風21号で、強風で樹木が倒され、山腹が崩壊する災害を被った。温暖化による豪雨と強風による災害が激甚化している。また、必ず起きる大地震で、傾斜地の崩壊が山脈の上に立つ風車への影響は予測できない。 2018年9月、台風21号の強風により、日高町日の岬の風車がタワーのほぼ真ん中から座屈する事故が発生し、同じ台風の強風で本町の白馬ウインドファームの風車でブレード折損事故が発生した。風車の大型化により、災害リスクが増大する。	風力発電施設の設置に際しては、設置場所の地盤、風況等を考慮して設計を行い、現地の自然災害に対しても耐えうる強度の風力発電施設を建設いたします。また、国や第三者機関の許可および認証が必要となるため、厳しく審査されることとなります。また、万が一本事業の影響で地域の皆様にご迷惑をおかけした場合には事業者として責任を持って対応いたします。
51	☆住民の生活と健康への影響を軽視もしくは無視しているのか 低周波音による生活への影響や健康被害について、事業者は国の規制、基準がないため、iso-7196:1995の知覚閾値を超えない予測値であるから問題ないとしている。しかし、これまでの事例では2000kWの風車から1400m離れていても健康被害が出ている。 風力発電を住家から1000m以上離すことが国の指摘であるのに、今回も約0.9kmの集落がある。また、景観については、風力発電が視認できる地点が、道の駅しらまの里、リフレッシュエリアみやまの里、弥谷地区、皆瀬地区が予想される。最大高さが高くなるため既設風車よりもさらに景観への影響が大きくなる。	今回の環境影響評価において、騒音及び超低周波音のいずれも現在の音環境を悪化させる予測結果とはなりません。しかしながら、ご心配のご意見があると認識しておりますので、事後調査を計画しております。景観につきまして、道の駅しらまの里、リフレッシュエリアみやまの里、弥谷地区、皆瀬地区から視認されますが、工事計画検討において可能な限り離隔距離を取ることも考慮してまいりました。
52	☆経済効果は一時的で持続性は望めない 風力でつくられる電力は不安定で、需要と無関係に変動し、常に火力発電が待機している。全国の送電線の自由化や蓄電施設の開発が不可欠な状態だ。現状のシステムではCO2排出削減には結びつかない。	政府が掲げている2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合を大きくする必要があり、風力発電事業者としてより一層の風力発電の普及を進めることが重要であると考えているとともに、ベースロード電源としても重要な位置付けであると認識しております。様々な電源の組み合わせの中で風力発電事業者として可能な限り電力供給に貢献してまいります。
53	☆地域住民は同意できない 自然エネルギーによる発電を推進するのなら、効率よく活用するシステムの開発と改革が遅れた現状で、大型風力やメガソーラーを増設してまで、国民・県民の財産として守っていくべき自然環境と住民の生活、健康への影響を軽視されては、迷惑なことだ。 遅れている小・中規模の市民発電や地域発電を推進して、身近で利用可能な電力開発に転換すべきだ。 本事業計画は断念すべきだと思う。	地域の皆様にご理解いただけるよう努めるとともに、小・中規模の市民発電や地域発電についてもお力になれるよう、関係各所への提言等を検討して参ります。その折はご協力をお願いします。

<意見書45>

No.	意見の概要	事業者の見解
54	和歌山へ行く時、金屋から～海南へ県道 18 号線を通ります。(海南高原) 道路脇に風力発電反対のキャンバンが目につきます。金屋側も海南側も何が問題なのかわかりません。 景観の問題か？ 人体への悪えいきょうの問題か？ 私は出来るのを楽しんでいます。	ご意見ありがとうございます。景観等については地域の皆様にご理解いただけるよう努めてまいります。

<意見書46>

No.	意見の概要	事業者の見解
55	まずは和歌山県（県知事）の非常に曖昧な新エネ目標に対し、貴社コスモ石油グループと、大阪ガスグループが着実な風力開発をされてる事に和歌山県民として御礼を申し上げたい。このまま本件も引き続き丁寧な地元説明、及び操業後の累積影響を含む事後調査をお願い致します。事業は和歌山県の為に必ず進めて下さい。	ご意見ありがとうございます。引き続き地域の皆様との共存共栄を目指し、風力発電事業を行ってまいります。
56	さて、日高川町での説明会に参加した感想下記致します。 ■反対派の方から実際の騒音レベルが予測及び指針値を超えた場合の対処をどうするか？という質問を受けた際に、「最悪は風車を一時的に止める」ような回答ありましたが、こういう曖昧模糊な回答では和歌山県で事業をする他事業者に多大な影響（迷惑）をかけるので今後止めて頂きたい。累積影響を含んだ予測値が現況と 0～1dB しか加算がないのであるから、「ないと思われるが、万一の際には、事後調査実施後に再度当該地区で説明会を実施。その後もご迷惑かかるようなら遮蔽サッシの設置など検討したい」とすべしだろう。	風力発電事業者として責任を持って対応するため、そのような返答をいたしました。ご意見を参考にさせていただき、引き続き地域の皆様にご理解いただけるよう努めてまいります。
57	■同じく反対派の方から日高川町、有田川町、広川町に対して「年額 300 万円の寄付は当該自治体から賛成して貰う賄賂的なお金なのでは？」という質問は、貴社回答について、中紀 1 期の寄付金行為にも拘わらず、傍聴してる者には 2 期案件の対策（回答）よのうに聞こえた。（中紀 1 期と中紀 2 期の区別を明確にして下さい。）	中紀ウィンドファームと本事業の区別については住民の皆様にご理解いただけるよう努めてまいります。
58	また傍聴していた小職の隣で「風力発電の被害を考える会・わかやま」と名乗る男が終始ビデオ撮影をしていたが、こういう行為は「肖像権侵害」及び、反対派ではない善良な市民が怖がって意見を言えなくなる危惧がある。開催前に重々指導及びもし聞き入れられない場合は警察に通報するなどの措置をお願いしたい。 以上	ご意見ありがとうございます。説明会会場でのビデオ撮影については記録をしたいとの要望があったため、撮影するのは事業者側方向のみとし、住民の方々の顔が映らないようにすること、YouTube 等の不特定多数が閲覧できる状態にしないことを条件にしています。今後についてはいただいたご意見を基に、説明会の進め方について関係各所と協議してまいります。

<意見書47>

No.	意見の概要	事業者の見解
59	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等におい	頂いたご意見については、集約・要約することなく、公開させていただきます。

	て重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。このことを踏まえて環境保全の見地から、本準備書に対して以下の通り意見を述べる。 なお、本意見はそれぞれが関連していることから集約・要約しないこと。	
60	1. 準備書についてコウモリ類の専門家にヒアリングを行ったことは評価される。	ご意見を頂きましてありがとうございます。
61	2. 表 10.1.4-4(2)には捕獲されたコウモリ類の性別、年齢、生殖状況を記載し、それらに基づいた予測もおこなう必要がある。	捕獲調査の目的は、種の特定としており、数少ない事例からの予測は難しいと考えております。性別や年齢などの記載について、評価書において追加致します。
62	3. P616における解析方法において「得られた波形の形状から、3つのグループ(10~30kHzのパルスを発する種群, 30~60kHzの種群, 60kHz以上の種群)に区分した」と記載されているが、波形の形状からどのように周波数のグループ分けが行えるのか、解析結果に信頼性(再現性)がないため方法について具体的に記載すること。一般的にはピーク周波数(最大振幅数)でグループ分けを行う。	グルーピングについては、ご指摘にありますように、得られた波形を基に、そのピーク周波数で行っております。評価書において、この部分の記載は修正するようにいたします。
63	4. 図 10.1.4-2(2)の「30~60kHz, 60kHz～」と示されたソナグラムは、解析方法として「波形の形状」からグループ分けを行ったはずだが、FM-QCF型パルスしか確認できず、「60kHz～」のCF型?パルスが読み取れない。「3.」に指摘とともにソナグラムの読み方が理解できているか解析に信頼性がない。	ご意見ありがとうございます。表題に間違いがありました。評価書において、「30~60kHz」に修正致します。ちなみに、標記のソナグラムについては、30~60kHzとしてカウントをしております。
64	5. 図 10.1.4-2(3)の最上段(10~30kHz)はコウモリ類の超音波音声ではない。ピーク周波数を確認し、可聴音域であれば再生して発音元を確認すること。	ご意見ありがとうございます。別の図を記載しておりました。評価書において、差替を致します。また、図のソナグラムについては、カウントには含めておりません。
65	6. 「3, 4, 5」の観点から音声モニタリング調査結果は極めて信頼性が薄く、ダブルカウントの整理も含めて、P616以降の内容は再検討するべきであろう。	風況観測塔に設置したデータで、同時刻に出現しているデータについては、削除に努めた結果を示しております。3, 4, 5について別の図を記載していることはありますが、解析方法とカウント数に間違いはないと考えております。
66	7. バットストライクの発生を予測したことは評価される。	ご意見ありがとうございます。
67	8. さらに環境保全措置としてフェザリング等を実施することは評価される。	ご意見ありがとうございます。
68	9. 今後の事後調査については、新しい調査手法が開発される可能性があることから、調査実施前にコウモリ類の専門家と調査頻度、範囲、確認種の扱い(同定および死骸の保管方法)等について協議を行う必要がある。	新たに有用な調査手法が開発される可能性があることから、事後調査の実施前には、専門家への意見聴取を行い、適切な調査の実施に努めてまいります。
69	10. 評価書および事後調査報告書を環境影響評価情報支援ネットワーク(環境省)において常時閲覧できる状態とすることは持続可能な環境保全に貢献することと考える。 以上。	ご意見のとおり計画しています。

<意見書48>

No.	意見の概要	事業者の見解
70	■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、事業者「コスモエコパワー株式会社」及び委託先「日本気象協会」の判断で要約しないこと。要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。	頂いたご意見については、要約や順番を変更することなく、全文を公開させて頂きます。また、回答についてもひとからげにすることなく、それぞれに回答させて頂きます。

	事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること。」さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。	
71	■2. 本事業者「コスモエコパワー株式会社」及び委託先である「日本気象協会」が、「風速とコウモリの活動量の相関」を考察し、コウモリ類の保全措置として、低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし、回転を止めること）を実施することは評価される。しかし、保全措置の検討過程について、いくつか疑問があるので回答して頂きたい。	ご意見を頂きましてありがとうございます。
72	■3. コウモリ類の保全措置として「低風速時にはフェザリングを実施する」とあるが、曖昧である。「低風速時」とは具体的に「何 m/s 未満の風速」を示すのか。	低風速時については、本事業で採用する風力発電機のカットイン風速以下を想定しております。準備書段階ではカットイン風速 3m/s を想定しております。
73	■4. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのか？ 理由：コウモリ類の保全措置を検討する上で必要な情報のため。	詳細な仕様は確定しておりませんが、準備書段階での風力発電施設の諸元としては、カットイン風速以下では回転しない想定をしております。
74	■5. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）を任意に変更できるのか？ 理由：コウモリ類の保全措置を検討する上で必要な情報のため。	詳細な仕様は確定しておりません。今後メーカーとの調整となります。
75	■6. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）以上の風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし、回転を止めること）を実行できるのか？ 理由：コウモリ類の保全措置を検討する上で必要な情報のため。	詳細な仕様は確定しておりません。今後メーカーとの調査となります。
76	■7. フェザリングの実施期間を検討したか P664「調査日ごとの観測事例回数(BM2:50m)」の記載より、コウモリ目(10~30kHz)出現のピークがみられる「4月中旬から7月中旬頃」(繁殖期に該当)が事故の起こる危険性の高い期間と考えられる。 また、「8月下旬から9月下旬頃」に小さいピークがみられるが、この時期はコウモリの移動・分散時期に該当し、特に飛翔力の弱い幼獣が事故に遭う危険性の高い期間と考えられる。 上記を踏まえ、稼働制限を行う期間を明記すること。期間を定めない場合は、その根拠を述べること。	稼働制限については、同じ白馬山系の西側で2014年より稼働中の広川・日高川ウィンドファームでの死骸の確認においては、コウモリ類の確認はないことから、事後調査の結果を見て検討になると考えております。
77	■8. P664「風況観測塔(BM2)マイク設置高50m」の活動量と風速について ①コウモリ目(10kHz~30kHz)の音声が多記録されたのは何月何日で何例が確認されたのか、よく分からないので、確認状況に明記して頂きたい。 ②「4月中旬から7月中旬頃」はコウモリ類の繁殖期に該当するため、この期間中のコウモリ目(10kHz~30kHz)の出現頻度が最も高い(最頻値)風速を述べて頂きたい。 ③「8月下旬から9月下旬頃」はコウモリの移動・分散時期に該当するため、この期間中のコウモリ目(10kHz~30kHz)の出現頻度が最も高い(最頻値)風速を述べて頂きたい。	ご意見を踏まえ、①については準備書の確認データのとおりです。各月の出現頻度と風速との関係については、評価書に追記いたします。
78	■9. P679「コウモリの風速別出現頻度(BM2)マイク設置高50m」を踏まえてフェザリングをする風速を検討したか ①コウモリ目(10kHz~30kHz)の出現頻度が最も高い(最	①ご理解のとおりです。 ②全期間となります。 ③月ごとに最頻値には、変化が見られます。 ④ご意見の数値については、評価書に記載いたします

	<p>頻値)の風速は、「4m/s」でよいか？</p> <p>②①は全期間 (R1～R2)の出現頻度か。</p> <p>③月(年)ごとに風速別出現頻度の最頻値は変動したか。</p> <p>④最頻値の風速以外に、中央値、75パーセンタイル、90パーセンタイル、最大値の風速を明示すること。</p> <p>⑤①～④を踏まえ稼働制限をする時期と風速(閾値)を検討して頂きたい。検討しない場合は、その根拠を述べること。</p>	<p>す。</p> <p>⑤事後調査の結果を見て検討になると考えております。同じ白馬山系の西側で2014年より稼働中の広川・日高川ウインドファームでの死骸の確認においては、コウモリ類の確認はないことから、衝突の可能性は低いと考えているためです。</p>
79	<p>■10. 音声モニタリング地点ごとの差異を検証したか</p> <p>①BM1、BM2(20m)、BM2(50m)、BM3について、コウモリ類の活動量に正の相関は見られたのか。</p> <p>②①の結果を踏まえて、稼働制限を行う風車を選定したか。選定しない場合は、その根拠を述べること。</p>	<p>①出現状況としては頻度として、音声モニタリングの地点ごとの比較を行いました。</p> <p>②稼働制限については予定をしておりません。同じ白馬山系の西側で2014年より稼働中の広川・日高川ウインドファームでの死骸の確認においては、コウモリ類の確認はないことから、事後調査の結果を見て検討になると考えております。</p>
80	<p>■11. コウモリ類の死骸探索の調査頻度について</p> <p>①コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている※1。</p> <p>②ヨーロッパのガイドラインによれば、コウモリ類の死骸探索は1基あたり3日に1回(2日おきに回る)の頻度で行うことが推奨されている※2。</p> <p>③上記ガイドラインには死骸探索調査は日の出1時間後より開始することが推奨されている。</p> <p>※1 平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書) P213. NEDO, 2018.</p> <p>※2 「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン2014年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATS Publication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)</p>	<p>コウモリ類の死骸探索の頻度については、ご教示頂いた文献及び専門家への意見聴取等を踏まえて検討させていただきます。</p>
81	<p>■12. 事後調査(死骸探索調査)は徹底的に実施すること</p> <p>国内事例によればバットストライクは春季(4月)※1や秋季(10月下旬)※2にも確認されている。よって、コウモリ類の死骸探索調査は、『4月から11月まで徹底的に実施』すること。</p> <p>※1 「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成31年4月、岩手県)</p> <p>※2 「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(2020年2月、コスモエコパワー株式会社)</p>	<p>バットストライク調査については、バードストライク調査と同時に実施する計画をしており、一年間を通して実施いたします。</p>
82	<p>■13. コウモリ類の死骸探索調査について2</p> <p>前述の意見について事業者は「生物調査員による事後調査は月に2回とし、あと2回は定期点検のついでにおこなう」と回答するかもしれないが、定期点検をする者と生物調査員とではコウモリ類の死骸発見率が全く異なることが予想される。仮に、定期点検者が「点検のついで」に調査を行うのであれば(定期点検のついでにコウモリ類の死骸を見つけるのは、物理的に難しいだろうが)、「コウモリ類の死骸消失率」、「定期点検者と生物調査員、それぞれのコウモリ類の死骸発見率」を調べた上で、「適切な調査頻度を客観的に示すこと」と。</p>	<p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省自然環境局野生生物課、平成23年、平成27年修正版)に基づき、1基あたり2回/月以上とし、調査にあつては生物調査員が実施することとしております。定期点検時に確認された死骸等については、補足的に記録いたします。</p>
83	<p>■14. コウモリ類の死骸探索調査は有資格者が実施すること</p>	<p>コウモリ類の死骸探索については、ご指摘の点を踏まえて、十分な経験を積んだ専門の調査員により実施</p>

	<p>コウモリ類の体は非常に小さく、地面に落ちた死骸は、そう簡単には見つけられない。コウモリ類の死骸探索は、観察力と集中力が必要とされる専門的な調査であり、十分な経験を積んだプロフェッショナル（生物調査員）が実施するべきである。よって、コウモリ類の死骸探索調査については、「すべて」生物分類技能検定 1 級（哺乳・爬虫・両生類分野）等の有資格者が実施し、「透明性」を確保すること。</p>	<p>し、透明性の確保に努めてまいります。</p>
84	<p>■15. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べること。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン2014年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATS Publication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)</p>	<p>コウモリ類に係る事後調査の内容については、ご教示頂いた文献及び専門家への意見聴取等を踏まえ、検討させていただきます。</p>
85	<p>■16. 「事後調査」は信用できない ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。 ①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。</p>	<p>事後調査の内容及び結果については、環境影響評価法第38条の2～5に基づき、一般にも公表されることが義務づけされております。また、和歌山県環境影響評価条例第31条に基づき、事後調査結果報告書（以下、報告書）として和歌山県知事及び関係市町村長に提出するとともに、公表されることとなります。和歌山県知事により、環境の保全についてのご意見を頂くこととなっております。信用頂けるよう、今後も最新の知見の収集に努めてまいります。</p>

<意見書 4 9 >

No.	意見の概要	事業者の見解
86	<p>・猛禽類（特にクマタカ）の評価について</p> <p>5つの観点で影響予測を行っているが、忌避行動による影響も評価すべきである。</p> <p>風力発電は、地上の改変面積は小さく、空間的にも設定区域に対する割合は大きくないが、施設を設置することによる忌避行動はこれらよりも大きな空間で影響を与えていると思われる。この評価のためには、既存のウィンドファームで調査を行い、事前アセスメント調査結果との比較を行うべきで、方法書でもそのように指摘し、和歌山県知事や経済産業大臣の意見にもそのように書かれているが、それが行われていない。これは、事業実施に不利になる評価を避けるためと考えられ、このような恣意的なアセスメント調査を行う業者の評価は、信用できない。</p>	<p>法アセスとして事後調査を実施するのは、この春に稼働を開始した「中紀ウィンドファーム」からとなり、稼働後の結果はこれからとなりますが、その西側で稼働する「広川・日高川ウィンドファーム」では、自主的に事後調査を実施しており、その結果からは、稼働以前と変わらない出現状況となっております。なお、「中紀ウィンドファーム」では、工事中の調査を本事業と合わせて実施しており、その結果からも、ペアの出現状況に大きな変化は出ておりません。</p>
87	<p>・バードストライクに対する評価について</p> <p>出現数の少ない猛禽類についてはそのまま評価しているのに対して、出現数が多いクマタカについては、最終的に個別の機器で評価しているが、これは数値を低く見せるための方法である。当然すべての設置予定風車を合計するべきで、このような評価は影響を低く見せるために意図的に行われていると考える。このようなごまかしを行う業者に、事業を行わせることは断じて許すことはできない。</p>	<p>クマタカに関しては、周辺に生息するペアの数が他の猛禽類と比較しても多く、確認数も多くなったことから、風力発電機全体での値の算出に加え、その中でもどの風力発電機における年間予測衝突数が高いのかを検証する必要がありますと考えました。結果としましては、最も値の高い4号機において、環境省モデルで0.011個体/年、由井モデルで0.022個体/年となり、各風力発電機毎に見れば、可能な範囲で影響は低減できていると考えております。しかしながら、クマタカを含めた鳥類のバードストライクに関しての予測には不確実性を伴うと考えており、事後調査の実施を計画しております。</p>
88	<p>・タカ渡り調査について</p> <p>調査の日程を、微妙にピークを外して調査している。タカ渡りの状況については、長年にわたりタカ渡りネットワークで調査結果が公表されており、調査に携わるものであれば、その状況は既知のことである。それを踏まえた上であえてピークをずらして調査し、出現個体数が少ないように見せかける意図が、明らかに感じられる。</p> <p>参考までに、この調査地と関連が深いと思われる地点（秋季：伊良湖岬、春季：高知県）のタカ渡りネットワークのデータを、別紙に示す。</p> <p>秋季の渡りのピークは10月第1週であり、春季のピークは、3月末から4月にかけての1週間である。その年の天候により、数日ずれることはあるが、タカ渡りのピークはほぼこの頃である。</p> <p>以上の観点から、この準備書は事業による影響を低く見せるための意図が明らかに感じられる。このような事業者の実施するアセスメント調査では、事業に対する客観的な評価はできないと考える。したがって、本事業の計画については、中止を求める。</p>	<p>渡り鳥の調査日程については、「タカ渡りネットワーク」の長年の記録を活用させていただきました。できる限り例年ピークとなる週に設定に努めましたが、令和元年秋と令和2年春のサシバのピークとは、重なることはできませんでした。渡りのピークを捉えるのも一つですが、アセスとしての渡り鳥調査の目的は、対象事業実施区域付近をどのように個体が通過するか、飛翔高度や通過方向などを把握し、風力発電機の存在及び稼働による影響の程度をみるのが目的ですので、ご意見で示して頂いたデータでは、渡りの確認された日で調査を実施できていると考えております。また、出現状況を比較するため、隣接する「中紀ウィンドファーム」と「広川・日高川ウィンドファーム」の境界付近にある長者ヶ峰と白馬山系に連続した地形にあり、渡りのポイントでもある日御碕にも調査地点を配置し、同時に観察を行っており、結果からは大きな差は出ておりません。</p>

伊良湖岬のデータ		
令和元年	タカの総個体数 (主にサシバとハチクマ)	調査日
		9月21日
	10	
		9月22日
	2	
		9月23日
	0	
		9月24日
	9	
		9月25日
	223	
		9月26日
	68	○
		9月27日
	203	○
		9月28日
	52	○
		9月29日
	43	○
		9月30日
	47	
		10月1日
	154	
		10月2日
	362	
		10月3日
	0	
		10月4日
	0	
		10月5日
	243	
		10月6日
	1638	
		10月7日
	133	
		10月8日
	90	
		10月9日
	230	
		10月10日
	122	○
		10月11日
	9	○
		10月12日
	0	
		10月13日
	12	○
		10月14日
	11	○
		10月15日
	53	
		10月16日
	41	
		10月17日
	17	
		10月18日
	0	
		10月19日
	0	
		10月20日
	39	

高知県のデータ		
令和2年	タカの総個体数 (ほとんどがサシバ)	調査日
		3月21日
	32	
		3月22日
	154	
		3月23日
	2	○
		3月24日
	27	○
		3月25日
	44	○
		3月26日
	396	○
		3月27日
	0	
		3月28日
	138	
		3月29日
	568	
		3月30日
	790	
		3月31日
	116	
		4月1日
	0	
		4月2日
	320	
		4月3日
	1060	
		4月4日
	182	
		4月5日
	126	
		4月6日
	358	
		4月7日
	257	
		4月8日
	361	
		4月9日
	135	
		4月10日
	29	

3月26日は、327羽が午後に出現しているので、調査地には早くても翌日の飛来になる。

<意見書50>

No.	意見の概要	事業者の見解
89	<p>貴社が作成した（仮称）中紀第二ウィンドファーム事業環境影響評価準備書（以下、準備書という）に対し、環境影響評価法第18条の1に基づき、鳥類保全の見地から下記の通り意見を述べる。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1)861頁以降の影響予測の結果のうち（イ）鳥類 i. 重要な鳥類における影響予測について</p> <p>①影響予測の全体について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な鳥類への影響予測について、どの鳥類も5つの項目で影響を評価しているが、記載内容はどの種に対してもほぼ同じであり、また、定性的にしか影響を評価しておらず、種ごとに科学的に影響を評価しているとは言えない。貴社が取得した調査データに加え、国内外の既往文献を用いるなどして、起こりうる影響を鑑みながら、総合的な見地から再評価すべきである。 ・5つのうち4つの項目で「・・・可能性が考えられる」と記載されている一方、「・・・影響は小さいものと予測する」と評価している。このような評価を行うのであれば、影響が小さいとする根拠について、「改変面積が小さい」、「慣れが生じる」などの定性的な評価のみに頼らず、鳥類の種ごとの生態や特性を加味しながら、科学的根拠をもって評価を行うべきである。 ・移動経路の遮断・阻害の項目について、繁殖や採餌に係る移動経路の一部が阻害される可能性が考えられるとしながらも、改変面積が小さいことや配電線を地下埋設することから、影響は小さいと予測している。しかし、ここで問題となるのは、空中にある鳥類の移動経路を風車の存在そのものが遮断・阻害するという影響である。そのため貴社は、そのことを念頭において、国内外の既往文献を用いるなどして、再度、それぞれの鳥類の種に対して、移動経路の遮断・阻害について影響を評価すべきである。 ・騒音による生活環境の悪化の項目について、すべての重要な鳥類において、工事による騒音で改変区域周辺に生息する個体が逃避する可能性が考えられるとしつつも、クマタカの事例を用いて、工事の影響は少ない、または一時的であるとし、影響は小さいと予測している。しかし、クマタカの事例を他の鳥類の種へ適用することは、予測結果に誤りを生じさせる可能性が高い。そのため貴社は、国内外の既往文献を用いるなどして、再度、それぞれの鳥類の種に対して、騒音による生活環境の悪化について影響を評価すべきである。 	<p>重要な鳥類についての予測及び評価に関しては、可能な限り国内外における利用可能な文献等を収集し、各種の生態等を踏まえた上で記載しております。今後も新しい知見の収集に努め、追加予測が可能な場合に評価書に記載致します。</p>
90	<p>②クマタカに対する影響予測について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブレード・タワーへの衝突の項目について、各風力発電機設置箇所に該当するメッシュでも衝突確率を算出し、風力発電機別にみるとどれも年間予測衝突数が低いと評価している。このような影響の評価は、事後調査において地形等の要因も加味しながら行えば影響の回避・低減策の立案等に有効と思うが、クマタカの繁殖期の行動圏の大きさや、まだ風車が建っていない状況等を考慮すると、事前調査ではこの個別の発電機を対象とする評価方法はそれほど意味がない。そのため貴社は、対象事業実施区域（以下、計画地という）の全体、またはクマ 	<p>ご指摘の点について、これまでの調査結果及び本事業計画から、クマタカの各風力発電機への衝突リスクを算出、数値化するとともに、可視化することで環境保全措置の策定等の検討材料になると考えております。この地域のクマタカの特徴としては、風力発電機が建つ尾根上を利用することが少ない点にあります。隣接するクマタカ同士の介入が少ないことは、谷を繁殖の場としていること、西側に稼働中の「広川・日高川ウィンドファーム」の事後調査からもペアごとの出現状況に変化がなかったことから、クマタカの地域性を考慮すると、適切な予測評価であると考えております。</p>

	<p>タカの行動圏内にある風車全体がそれぞれの個体に及ぼす影響を再度、評価すべきである。</p>																																																																																																	
<p>91</p>	<p>(2)その他の点について ①渡り鳥の調査について ・貴社が行った主に猛禽類を対象とした渡り鳥調査の実施時期は計画地での渡りのピークから外れており、計画地周辺における渡り鳥の状況を正確に把握できていない、または、過小評価をしている。その年の天候により渡り時期は数日ずれることはあるが、計画地周辺における渡り鳥の秋季のピークは10月第1週であり、春季のピークは3月末から4月にかけての1週間である。このような計画地周辺の猛禽類の渡りの状況は、長年に渡ってタカ渡りネットワークから調査結果が公表されている。貴社は、そこにある情報を活用しながら時期を設定したうえで、再調査を実施すべきである。 参考までに、計画地と関連が深いと思われる地点(秋季:伊良湖岬、春季:高知県)のタカ渡りネットワークのデータを別紙に示す。</p> <p>別紙:伊良湖岬(秋)および高知県(春)における渡り鳥の観察日と個体数</p> <table border="1" data-bbox="316 898 740 1845"> <thead> <tr> <th colspan="3">伊良湖岬のデータ</th> </tr> <tr> <th>令和元年</th> <th>タカの総個体数 (主にサシバとハチクマ)</th> <th>調査日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td>10</td><td>9月21日</td></tr> <tr><td></td><td>2</td><td>9月22日</td></tr> <tr><td></td><td>0</td><td>9月23日</td></tr> <tr><td></td><td>9</td><td>9月24日</td></tr> <tr><td></td><td>223</td><td>9月25日</td></tr> <tr><td></td><td>68</td><td>9月26日</td></tr> <tr><td></td><td>203</td><td>9月27日</td></tr> <tr><td></td><td>52</td><td>9月28日</td></tr> <tr><td></td><td>43</td><td>9月29日</td></tr> <tr><td></td><td>47</td><td>9月30日</td></tr> <tr><td></td><td>154</td><td>10月1日</td></tr> <tr><td></td><td>362</td><td>10月2日</td></tr> <tr><td></td><td>0</td><td>10月3日</td></tr> <tr><td></td><td>0</td><td>10月4日</td></tr> <tr><td></td><td>243</td><td>10月5日</td></tr> <tr><td></td><td>1638</td><td>10月6日</td></tr> <tr><td></td><td>133</td><td>10月7日</td></tr> <tr><td></td><td>90</td><td>10月8日</td></tr> <tr><td></td><td>230</td><td>10月9日</td></tr> <tr><td></td><td>122</td><td>10月10日</td></tr> <tr><td></td><td>9</td><td>10月11日</td></tr> <tr><td></td><td>0</td><td>10月12日</td></tr> <tr><td></td><td>12</td><td>10月13日</td></tr> <tr><td></td><td>11</td><td>10月14日</td></tr> <tr><td></td><td>53</td><td>10月15日</td></tr> <tr><td></td><td>41</td><td>10月16日</td></tr> <tr><td></td><td>17</td><td>10月17日</td></tr> <tr><td></td><td>0</td><td>10月18日</td></tr> <tr><td></td><td>0</td><td>10月19日</td></tr> <tr><td></td><td>39</td><td>10月20日</td></tr> </tbody> </table>	伊良湖岬のデータ			令和元年	タカの総個体数 (主にサシバとハチクマ)	調査日		10	9月21日		2	9月22日		0	9月23日		9	9月24日		223	9月25日		68	9月26日		203	9月27日		52	9月28日		43	9月29日		47	9月30日		154	10月1日		362	10月2日		0	10月3日		0	10月4日		243	10月5日		1638	10月6日		133	10月7日		90	10月8日		230	10月9日		122	10月10日		9	10月11日		0	10月12日		12	10月13日		11	10月14日		53	10月15日		41	10月16日		17	10月17日		0	10月18日		0	10月19日		39	10月20日	<p>渡り鳥の調査日程については、「タカ渡りネットワーク」の長年の記録を活用させていただきました。できる限り例年ピークとなる週に設定に努めましたが、令和元年秋と令和2年春のサシバのピークとは、重なることはできませんでした。渡りのピークを捉えるのも一つですが、アセスとしての渡り鳥調査の目的は、対象事業実施区域付近をどのように個体が通過するか、飛翔高度や通過方向などを把握し、風力発電機が存在及び稼働による影響の程度をみるのが目的ですので、ご意見で示して頂いたデータでは、渡りの確認された日で調査を実施できていると考えております。また、出現状況を比較するため、隣接する「中紀ウィンドファーム」と「広川・日高川ウィンドファーム」の境界付近にある長者ヶ峰と白馬山系に連続した地形にあり、渡りのポイントでもある日御碕にも調査地点を配置し、同時に観察を行っており、結果からは大きな差は出ておりません。</p>
伊良湖岬のデータ																																																																																																		
令和元年	タカの総個体数 (主にサシバとハチクマ)	調査日																																																																																																
	10	9月21日																																																																																																
	2	9月22日																																																																																																
	0	9月23日																																																																																																
	9	9月24日																																																																																																
	223	9月25日																																																																																																
	68	9月26日																																																																																																
	203	9月27日																																																																																																
	52	9月28日																																																																																																
	43	9月29日																																																																																																
	47	9月30日																																																																																																
	154	10月1日																																																																																																
	362	10月2日																																																																																																
	0	10月3日																																																																																																
	0	10月4日																																																																																																
	243	10月5日																																																																																																
	1638	10月6日																																																																																																
	133	10月7日																																																																																																
	90	10月8日																																																																																																
	230	10月9日																																																																																																
	122	10月10日																																																																																																
	9	10月11日																																																																																																
	0	10月12日																																																																																																
	12	10月13日																																																																																																
	11	10月14日																																																																																																
	53	10月15日																																																																																																
	41	10月16日																																																																																																
	17	10月17日																																																																																																
	0	10月18日																																																																																																
	0	10月19日																																																																																																
	39	10月20日																																																																																																

高知県のデータ		
令和2年	タカの総個体数 (ほとんどがサシバ)	調査日
3月21日	32	
3月22日	154	
3月23日	2	○
3月24日	27	○
3月25日	44	○
3月26日	396	○
3月27日	0	
3月28日	138	
3月29日	568	
3月30日	790	
3月31日	116	
4月1日	0	
4月2日	320	
4月3日	1060	
4月4日	182	
4月5日	126	
4月6日	358	
4月7日	257	
4月8日	361	
4月9日	135	
4月10日	29	

3月26日は、327羽が午後に出現しているので、調査地には早くても翌日の飛来になる。

92	<p>②既設の風力発電施設に係る事前および事後調査の結果の活用した累積的影響評価の実施について</p> <p>・貴社は、環境影響評価方法書に対する経済産業大臣勧告、および和歌山県知事意見にもあるように、貴社がすでに計画地周辺で建設した「広川・日高ウィンドファーム事業」、および建設中の「中紀ウィンドファーム事業」に加え、全国で運転している風力発電施設に係る事前および事後の調査結果を用いるなどして、本事業計画において既存施設との間で累積的環境影響評価を実施すべきである。しかし、それにもかかわらず、準備書には累積的環境影響評価の結果が記載されていない。そのため貴社は、既存施設等との間で累積的影響評価を実施し、準備書を作成し直すべきである。</p> <p>上記のように、貴社が作成した準備書は記載内容に不足等が多いため、熟度が低いアセス図書となっている。そのため、貴社は再調査または追加調査を実施したうえで準備書を作成し直すべきであり、もし、それができない場合は、事業を中止すべきである。</p> <p>以上</p>	<p>準備書においては、猛禽類の結果として3章に「中紀ウィンドファーム」での出現状況を、渡り鳥の結果として「広川・日高川ウィンドファーム」及び「中紀ウィンドファーム」を含めた範囲での調査を実施し、その結果を記載しております。猛禽類については、隣接する「中紀ウィンドファーム」での工事中の調査も含め周辺のクマタカの状況について、継続的な調査を実施しております。なお「広川・日高川ウィンドファーム」の事後調査及び「中紀ウィンドファーム」の工事中の調査結果からは、クマタカのペアの出現状況に変化は見られておりません。</p>
----	--	---

<意見書51>

No.	意見の概要	事業者の見解
93	<p>2021年4月9日(金)の有田川町における準備書説明会にも出席しました。</p> <p>種々の懸念があるからです。以下に懸念と意見を述べます。</p> <p>一. すでに「地元のご理解、ご協力を得ている。」という件。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。地元地区の考え方は風力発電施設が実際に立地する地区を対象としており、有田川町では宇井苔地区を地元地区としており、全戸対象に資料の配布や総会での説明会を行う等、ご理解いただけるように説明を複数回行っており、地区からは事業計画に対してご同意をいただいております。風車立地地区以</p>

	<p>私自身、地元住民と考えていますが、この計画を了承したことは決してありませんし、以前から住民説明会で出された意見も、ほぼ全員が反対意見であったと思います。御社は本事業の地元は、有田川町内では修理川及び宇井苔だけと考えていると思われるが、その地区内でも建設反対の意見を持つ住民が多数いて、計画が決まるまで知らされていない人も少なくないと思います。</p> <p>また、私は同地区から見て有田川下流に暮らしていますが、最近の集中豪雨や台風の大型化、南海トラフ大地震が、山頂付近の無謀な開発により増強されて、下流域に甚大な土砂災害や水害をもたらすことは明らかです。下流域の水害危険地区を地元と考える理由を明らかにして下さい。</p>	<p>外の住民の皆様にもご安心いただけるよう、町との環境保全協定の締結等を検討してまいります。</p>
94	<p>二. 私の父は、農業（みかん）中心に生計をたてていましたが、農作業の合間をぬって、数十年の間宇井苔の2ヶ所の山林の維持・管理に通いつめていました。農山村においては、このような地域住民の何百・千年の努力によって、自然や中山間地を中心とする国土が守られて来たと考えますが、御社はこの事実には異議はありますか？各種説明会で「20年経過後については、・・・、現状復旧いたします。」としていますが、「現状復旧」とはどういうことですか？</p> <p>気が遠くなる程長い期間をかけて、住民が守り育ててきた自然環境をその時間と比べて一瞬のうちに壊して、巨大な建造物を撤去すれば、それで「現状復旧」したと考えているのではないですか？住民の長い期間の努力を軽んじる、失礼な態度ではありませんか？</p>	<p>これまで地域住民の皆様によって周辺の環境が維持されてきたことに異論はございません。事業期間終了後には最新の機種への建替えを検討し、それが難しい場合は現状復旧するとご説明いたしました。現状復旧とは風力発電施設を撤去し、その後植林等を行うことを指しております。また、現状復旧を行う際には地元地域、行政、専門家等の関係者と協議の上、方法を決定いたします。</p>
95	<p>三. 原発や火力発電から、自然エネルギー（再生可能エネルギー）にきりかえていく方向性は、今や世界の大きな潮流であると考えますが、その大義名分にかくれて、風力発電や太陽光発電建設のために重大な自然・環境破壊をすることは、御社自身、自己矛盾であると感じて頂く必要があると考えますが、どう考えていますか？</p> <p>また、わが国の国土・自然を守り育ててきた農山村が疲弊してきている現状があるなかで、その弱みにつけ込んで金儲けを考えることに”後めたさ”を感じませんか？地域住民の多くは声を出して反対と言わなくても、心の中では泣いていることに思いをいたして欲しいものです。御社の良心に問いかけます！！</p>	<p>政府が掲げている2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、電源構成に占める再生可能エネルギーの割合を大きくする必要があり、風力発電事業者としてより一層の風力発電の普及を進めることが重要であると考えているとともに、ベースロード電源としても重要な位置付けであると認識しております。様々な電源の組み合わせの中で風力発電事業者として可能な限り電力供給に貢献してまいります。</p> <p>また、本事業により自然環境に大きな影響が出ることがないように、環境影響評価手続きを行い、その結果を基に事業を計画しております。地域の皆様にもご理解いただけるよう努めてまいります。</p>
96	<p>四. もちろん、健康被害等については、契約に明記し、計画、補償等について明記がなければ、認められません。</p>	<p>本事業の実施により地域の皆様にご迷惑をおかけした場合は、原因を調査の上、適切に対応を行います。</p>

○日刊新聞紙における公告

毎日新聞、朝日新聞、読売新聞、産経新聞（令和3年3月19日（金））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)中紀第二ウインドファーム事業 環境影響評価準備書」を縦覧し、説明会を開催致します。

一、事業者の名称 コスモエコパワー株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 野地 雅禎

主たる事務所の所在地 東京都品川区大崎一丁目六番一号

TOC大崎ビルディング

二、対象事業の名称 (仮称)中紀第二ウインドファーム事業

種類 風力発電所設置事業

三、対象事業実施区域 規模 発電設備出力最大五万二千キロワット

対象事業実施区域は、和歌山県の有田川町(金屋地域)、日高川町(旧中津村、旧美山村

地域)に接する白馬山脈の行政界付近

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

和歌山県の有田川町及び日高川町

五、縦覧の場所・期間 和歌山県環境生活部環境政策局環境生活

総務課、有田川町役場 吉備庁舎、金屋庁舎、清水行政局 地域

交流センター ALEC、日高川町役場 企画政策課、中津地域

振興課、美山地域振興課、寒川出張所 ※縦覧時間は各庁舎

施設の開館時による

電子縦覧 <https://www.eco-power.co.jp/assess/chukida12-3.html>

期間 令和三年三月十九日(金)から令和三年四月十九日(月)まで

六、意見書の提出 環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、

書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、

縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函頂くか、

令和三年五月六日(木)までに左記の問い合わせ先へ郵送

ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催日時及び場所(各回一時間三十分程度)

一、開催日時 四月八日(木)十八時三十分から二十時三十分

日高川交流センター ホール

(住所)和歌山県日高郡日高川町高津尾七一八番三

二、開催日時 四月九日(金)十八時三十分から二十時三十分

金屋文化保健センター 文化ホール

(住所)和歌山県有田郡有田川町金屋七

※新型コロナウイルス感染症予防・拡大防止のため中止となる

可能性がございます。中止等の場合は電子縦覧のウェブ

ページに掲載いたします。

八、問い合わせ先 エコ・パワー株式会社 事業開発部

〒一四一・〇〇三二 東京都品川区大崎一丁目六番一号

TOC大崎ビルディング 電話〇三(五四八七)八五六一

ファックス〇三(五四八七)八五七〇

Eメール jigyo-kahatsu@eco-power.co.jp (担当)小暮・小田部

○日刊新聞紙に同封した折込チラシ

2021年3月

有田川町ならびに日高川町にお住まいの皆様へ

コスモエコパワー株式会社

(仮称) 中紀第二ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書の

縦覧および住民説明会について (お知らせ)

現在、当社は有田川町および日高川町にまたがる白馬山脈の尾根部での風力発電事業を計画しております。つきましては、事業計画の策定にあたり、環境影響に係る調査の結果に基づく予測・評価と環境保全措置の検討について、環境影響評価法に基づき下記のとおり環境影響評価準備書の縦覧および住民説明会を開催いたしますので、広く皆様にご覧いただきますとともにご意見をお寄せ頂きます様ご案内申し上げます。

記

- 事業の名称： (仮称) 中紀第二ウィンドファーム事業
事業の規模： 50,200kW(最大) 4,300kW風車12基(最大)
事業実施場所： 有田川町(旧金屋町地域)、日高川町(旧中津村、旧美山村地域)に接する白馬山脈の行政界付近
立地想定地区) 有田川町宇井苔地区
日高川町三十井川地区、弥谷地区、李地区
- 縦覧場所： 和歌山県 環境生活部 環境政策局 環境生活総務課
有田川町役場 吉備庁舎、金屋庁舎、清水行政局、
地域交流センターALEC
日高川町役場 企画政策課、中津地域振興課、美山地域振興課、
寒川出張所
- 電子縦覧 <https://www.eco-power.co.jp/assess/chukidai2-3.html>
- 縦覧期間： 2021年3月19日(金)から2021年4月19日(月)まで
縦覧時間は各庁舎・施設の開館時による
- 住民説明会： 4月8日(木)18時30分から20時30分
日高川交流センター ホール (住所) 和歌山県日高郡日高川町高津尾718-3
4月9日(金)18時30分から20時30分
金屋文化保健センター 大ホール (住所) 和歌山県有田郡有田川町金屋7
- 意見書の提出期限： 2021年5月6日(木)当日消印有効
- 意見書の提出先： コスモエコパワー(株) 事業開発部
〒108-0075 東京都品川区大崎1-6-1 TOC大崎ビルディング
FAX : 03-5487-8570 E-mail : jigyo-kaihatsu@eco-power.co.jp
- 意見書の提出方法： 書面により縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、
郵送・FAX・電子メールにてご意見をお寄せ下さい。

<お問い合わせ先>

コスモエコパワー株式会社 事業開発部 (担当: 小暮・小田部) 電話: 03-5487-8561

(受付時間: 午前9時00分から午後5時30分まで [土・日曜日及び祝祭日を除く。])

以上

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ
(広報ありたがわ 令和 3 年 3 月号 No. 183)

お知らせ

**第21回 手話にチャレンジ!
「わからない」**

このコーナーでは、日常生活で使う手話を紹介します。

右手の指先で
右の肩あたりを
2回くらい上にはらう。



※手話は、使う人やコミュニケーションをとる相手などによって異なるため、ここで紹介している手話と違う表現を使用することがあります。

有田川町 公式 SNS

Twitter



有田川町役場
@join_hajimail

Facebook



有田川町役場
@AridagawaTown

Instagram



有田川町
@aridagawa_official

編集後記

最近寒暖差がすごくて、さらに花粉が飛び始めたのか、なんとなく鼻がぐずぐずしています。皆さまも気温の変化にはどうぞお気をつけてください。早くあたたかくなってほしいです…!
(この時期は色んなところにお花が咲いていて嬉しいな 広報担当)

中紀第二ウインドファーム事業にかかる環境影響評価準備書の縦覧と住民説明会

コスモエコパワー株式会社が有田川町(金屋地域)・日高川町(旧中津村・美山村地域)で「(仮称)中紀第二ウインドファーム事業」を計画しています。これに伴い、風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧と住民説明会を開催し、ご意見を受け付けます。

●縦覧書類 / (仮称)中紀第二ウインドファーム事業にかかる環境影響評価準備書

●縦覧の場所 / 吉備庁舎・金屋庁舎・清水行政局・地域交流センター

(ALEC)

※縦覧時間は各庁舎・施設の開館時間による

※コスモエコパワー(株)ホームページ (<https://cosmo.eco-power.co.jp/assess/chukidai23.html>)でもご覧いただけます(3月19日(金)から)。

●縦覧期間 / 3月19日(金)～4月19日(月)

●住民説明会

- ・日時 / 4月9日(金) 18時30分から20時30分
- ・場所 / 金屋文化保健センター

●意見書 / 縦覧場所に備え付けの意見書に氏名・住所・ご意見をご記

入の上、意見書箱にご投函くださるか、左記の宛先まで郵送してださい(郵送の場合、5月6日(木)消印有効)。

●その他 / 新型コロナウイルス感染症の状況などにより日程が変更になる場合は、日刊紙やコスモエコパワー(株)ホームページなどでお知らせします。

問 コスモエコパワー(株) 事業開発部 〒141-0032 東京都品川区大崎1-6-1 TOC大崎ビルディング) ☎03-5487-8561

(広報ひだかがわちょう 令和3年3月号 No.191)

(仮称)中紀第二ウィンドファーム事業に係る 環境影響評価準備書の縦覧と住民説明会について

コスモエコパワー株式会社は、有田川町(旧金屋町地域)・日高川町(旧中津村・旧美山村地域)で「(仮称)中紀第二ウィンドファーム事業」を計画しています。これに伴い、風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧と、住民説明会を開催し、ご意見を受け付けます。

縦覧書 類：(仮称)中紀第二ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書

場所・時間：企画政策課・中津地域振興課・美山地域振興課・寒川出張所

※時間は各庁舎・施設の開館時による

下記アドレスのホームページでも縦覧いただけます。

<https://cosmo.eco-power.co.jp/assess/chukidai2-3.html>

期間：令和3年3月19日(金)～4月19日(月)

意見書：縦覧場所に備え付けの意見書に氏名、住所、ご意見をご記入のうえ、意見書箱にご投函くださるか、下記の宛先まで郵送してください。(郵送の場合、令和3年5月6日(木)の当日消印まで有効です。)

住民説明会 日時：令和3年4月8日(木) 18:30～20:30

場所：日高川交流センター

その他 新型コロナウイルス感染症の状況等により、縦覧・説明会の日程が変更になる場合、日刊紙や当社HPなどでお知らせいたします。

■お問合せ コスモエコパワー株式会社 事業開発部(担当)小暮・小田部

〒141-0032 東京都品川区大崎1-6-1 TOC大崎ビルディング ☎03-5487-8561

「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る 誹謗中傷等対策に関する条例」について

和歌山県においても、新型コロナウイルスに対する不安やおそれから、新型コロナウイルス感染症の感染者やその家族、医療従事者などへの誹謗中傷や風評被害、SNS等による感染者などの特定といった被害が発生しています。

このような状況を踏まえ、本県では、誹謗中傷等が行われない社会の実現を目指し、令和2年12月24日から「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」を施行しています。

和歌山県では、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等をなくすための教育・啓発や、県民の皆様からの相談への対応などに取り組んでいます。

県民の皆様には、不確かな情報や根拠のない噂に惑わされることなく、県や市町村などの正しい情報に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を行わないよう、人権に配慮した行動をお願いします。

コロナ差別相談ダイヤル(和歌山県人権政策課)

☎073-441-2563 FAX073-433-4540

※(公財)和歌山県人権啓発センターや各振興局総務県民課でも相談できます。

■お問合せ 和歌山県人権政策課 ☎073-441-2561 FAX073-433-4540



○インターネットによる「お知らせ」
(有田川町のウェブサイト)



「(仮称)中紀第二ウィンドファーム事業環境影響評価準備書」の公表について

ENHANCED BY Google



コスモエコパワー株式会社が計画している風力発電事業について環境影響評価法に基づく環境影響評価準備書手続きが実施されております。詳しくは下記専用ホームページ（外部サイト）にてご確認ください。

【準備書縦覧期間】

令和3年3月19日（金曜日）～令和3年4月19日（月曜日）

【準備書縦覧場所】

有田川町役場吉備庁舎、金屋庁舎、清水行政局、ALEC

【住民説明会】

日時：令和3年4月9日（金曜日）18:30～20:30

場所：金屋文化保健センター

【意見書受付期間】

令和3年3月19日（金曜日）～令和3年5月6日（木曜日）

[「\(仮称\)中紀第二ウィンドファーム事業環境影響評価準備書」の公表について](#)

本件に関するお問い合わせ先

コスモエコパワー株式会社 事業開発部 小暮・小田部
電話 03-5487-8561

<p>このページに関する お問い合わせ</p>	<p>環境衛生課 〒643-0021 和歌山県有田郡有田川町大字下津野2018-4</p> <p>電話番号：0737-22-3282（直通、平日8時30分～17時15分） 電話番号：0737-52-2111（代表） ファクス：0737-52-7822</p> <p>メールフォームによるお問い合わせ</p>
-----------------------------	---

お知らせ
職員採用情報トップページ[令和4年4月採用]
水道料金
【有田川ライブラリー】図書貸出利用カードの変更について（令和3年3月31日まで無料交付期間延長）
令和2・3年度入札参加資格申請書
行政視察の受け入れ見合わせについて（新型コロナウイルス感染症対応）
公民館ガイド（教室・サークル活動案内）
新型コロナウイルス感染症対策のための寄附金のお願い
レジ袋が有料化 2020年7月1日スタート
入札結果
ごみの分別と減量に一層のご協力をお願いします
農業後継者受入協議会
有田川町オリジナルバーチャル背景を配布

[シェア](#) [ツイート](#)

更新日：2021年03月19日

(日高川町のウェブサイト)



エネルギー政策・新エネルギーに関すること

- > (仮称) 中紀第二ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書について
- > 重源立地地域対策交付金
- > 『自然エネルギーの町づくり』の発刊について

ライフイベントから探す

- 証明書
- 税金
- 出産・育児
- 健康
- 高齢者障害者
- 結婚・離婚
- お引越
- おくやみ
- 保育・教育
- 交通
- ゴミ・環境
- 町のカレンダー

新型コロナ関連情報

防災

トップ > 町民の方へ > 企画政策課 の業務 > エネルギー政策・新エネルギーに関すること > (仮称) 中紀第二ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書について

(仮称) 中紀第二ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書について

コスモエコパワー株式会社が計画している風力発電事業「(仮称) 中紀第二ウィンドファーム事業」について、環境影響評価法に基づく環境影響評価準備書の手続きが実施されております。詳しくは下記専用ホームページ（外部サイト）にてご確認ください。

準備書縦覧期間

令和3年3月19日（金）～4月19日（月）

準備書縦覧場所

日高川町役場企画政策課、中津地域振興課、美山地域振興課、寒川出張所
※時間は各庁舎・施設の開館時によります。

住民説明会

日時：令和3年4月8日（木）18：30～20：30
場所：日高川交流センター

意見書受付期間

令和3年3月19日（金）～令和3年5月6日（木）

(仮称) 中紀第二ウィンドファーム事業
環境影響評価準備書の縦覧・住民説明会について

<https://cosmo.eco-power.co.jp/assess/chukidai2-3.html>

(本件に関するお問い合わせ先)
コスモエコパワー株式会社 事業開発部
電話 03-5487-8561

お問い合わせ先	コスモエコパワー（株）	TEL:03-5487-8561
	企画政策課 定住促進室	TEL:0738-23-9511

(コスモエコパワー株式会社 ホームページ)

【環境影響評価準備書の縦覧について その1】



コスモエコパワー株式会社

[事業内容](#)

[企業情報](#)

[発電所情報](#)

[知る・楽しむ](#)

[お知らせ](#)

[お問い合わせ](#)

[採用情報](#)

[JP](#)

[EN](#)

お知らせ

[ホーム](#) > [お知らせ](#) > [お知らせ詳細](#)

「(仮称)中紀第二ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書」の公表及び縦覧及び住民説明会の開催について

2021年3月19日

コスモエコパワー株式会社

「(仮称)中紀第二ウィンドファーム事業 環境影響評価準備書」(以下、準備書)を、環境影響評価法に基づき公表します。

- 準備書は、2021年3月19日(金)～2021年4月19日(月)の間中は閲覧が可能です。
ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。
- 準備書に掲載される情報(文書、資料、画像等を含む)に関する著作権は、当社、原著作者、またはその他の権利者に帰属しており、各国の著作権法、各種条約及びその他の法律で保護されています。
個人の私的使用、その他著作権法によって認められる範囲を超えて、著作権者及びその他の権利者の許諾を得ることなく、これらの情報を使用(複製、改変、掲示、配布、サイトへの転載等を含む)することは、著作権法により禁止されておりますので、事前に当社にご連絡の上、許諾を得ていただくようお願いいたします。

- 閲覧時のブラウザは、Internet Explorerを推奨します。(以下の<準備書の公表>に示したリンクより閲覧いただけます。)

準備書の公表

準備書の縦覧は4月19日(月)で終了しました。

[正誤表](#)

[表紙と目次](#)

[第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[第2章 対象事業の目的及び内容](#)

[第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)

[第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果](#)

[第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#)

【環境影響評価準備書の縦覧について その2】

第6章 方法書についての意見と事業者の見解
第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告
第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言
第10章 環境影響評価の結果 10.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果
第10章 10.1.2 水環境

第10章 10.1.3 その他の環境
第10章 10.1.4 動物
第10章 10.1.5 植物
第10章 10.1.6 生態系
第10章 10.1.7 景観
第10章 10.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場
第10章 10.1.9 廃棄物等
第10章 10.2 環境の保全のための措置
第10章 10.3 事後調査
第10章 10.4 環境影響の総合的な評価
第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
第12章 その他環境省令で定める事項
資料編
要約書
環境影響評価準備書に対する意見書の提出について（意見書様式）

準備書の縦覧

縦覧場所

- ・和歌山県庁 環境生活総務課（和歌山市小松原通1-1）
- ・有田川町役場 吉備庁舎（有田川町大字下津野2018-4）
- ・有田川町役場 金屋庁舎（有田川町大字中井原136-2）
- ・有田川町役場 清水行政局（有田川町大字清水387-1）
- ・地域交流センターA L E C（有田川町大字下津野704）
- ・日高川町役場 企画政策課（日高川町土生160番地）
- ・日高川町役場 中津支所中津地域振興課（日高川町大字高津尾29番地）
- ・日高川町役場 美山支所美山地域振興課（日高川町大字川原河202番地）
- ・日高川町役場 寒川出張所（日高川町寒川293-2）

【環境影響評価準備書の縦覧について その3】

縦覧期間

2021年3月19日（金）から2021年4月19日（月）

※縦覧時間は各庁舎・施設の開館時による

住民説明会

- 2021年4月8日（木）18時30分から20時30分
日高川交流センター ホール（住所）和歌山県日高郡日高川町高津尾718-3
- 2021年4月9日（金）18時30分から20時30分
金屋文化保健センター 大ホール（住所）和歌山県有田郡有田川町金屋7

意見受付期間

意見書は縦覧期間内に備え付けの意見投函箱に入れていただくか、2021年5月6日（木）までに下記の間合せ先へ郵送・電子メール・FAXにて送付ください。（郵送の場合は当日消印有効）

お問い合わせ先

コスモエコパワー株式会社 事業開発部（担当：小暮・小田部）

〒108-0075 東京都品川区大崎1-6-1 TOC大崎ビルディング

FAX：03-5487-8570 E-mail：jigyo-kaihatsu@eco-power.co.jp

電話：03-5487-8561

（受付時間：午前9時00分から午後5時30分まで【土・日曜日及び祝祭日を除く。】）

